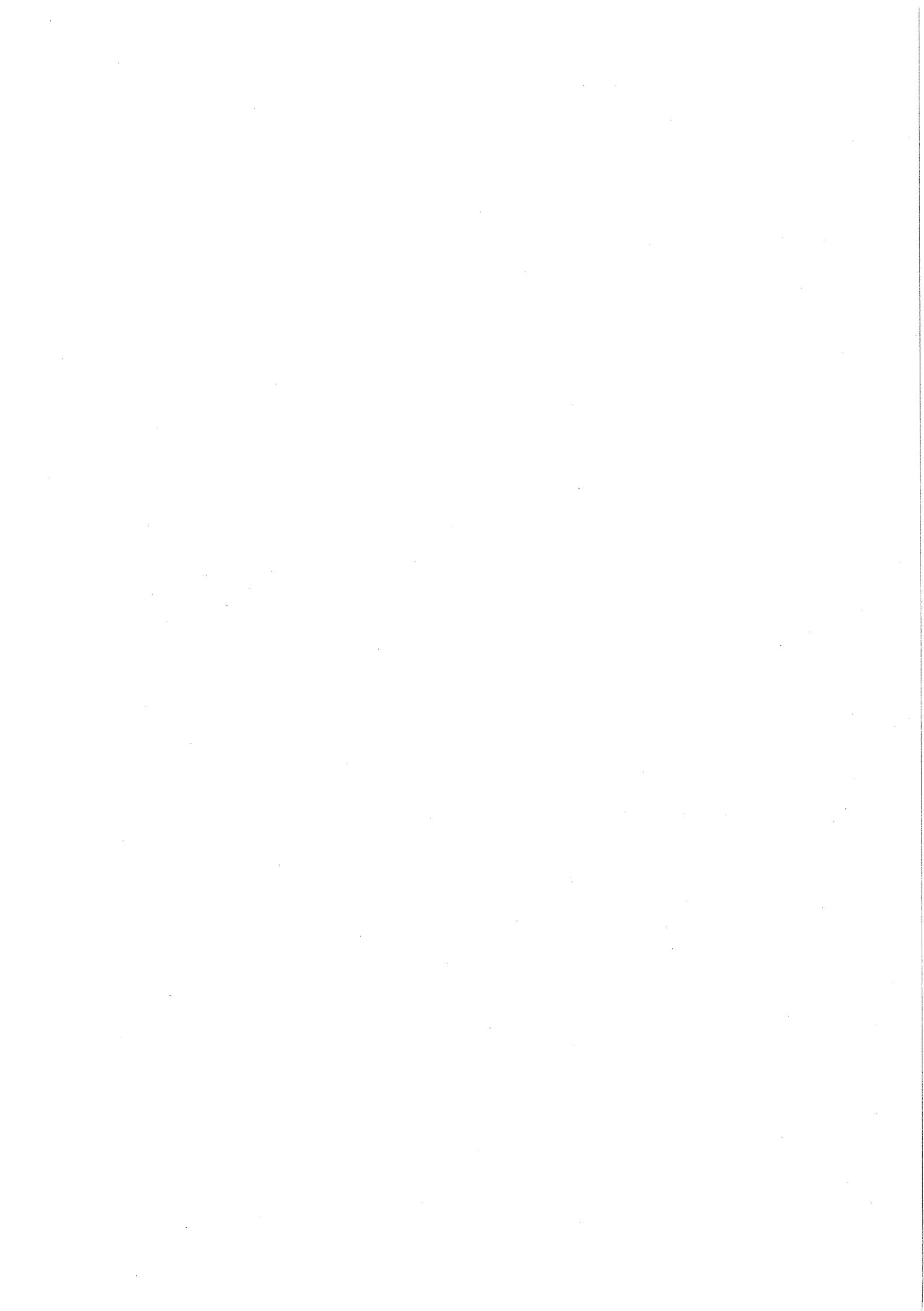


# 水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）

水戸市



## 目 次

	頁
<b>第1章 計画策定の基本的事項</b>	<b>1</b>
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の位置付け	2
第3 計画期間	2
第4 生涯学習の意味	2
<b>第2章 現況と課題</b>	<b>3</b>
第1 国の動向と計画等	3
第2 県の動向と計画等	5
第3 市の計画等	6
第4 本市の現状やアンケート調査の結果	7
第5 本市の現状を踏まえた課題	16
<b>第3章 計画の基本的方向</b>	<b>18</b>
第1 目指す姿	18
第2 基本方針と基本施策	18
第3 施策の体系	20
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>21</b>
1 生涯学習に参加しやすい環境づくり	21
基本施策 1 人生を豊かにするための学習機会の充実	21
基本施策 2 生涯各期に対応した学習機会の提供	22
基本施策 3 生涯学習情報の収集と提供	24
2 現代的課題に対応した学習機会の充実	25
基本施策 1 現代的課題解決のためのプログラムの研究・開発	25
基本施策 2 共生社会に向けた学習の推進	25
3 学びの成果を生かす環境づくり	27
基本施策 1 生涯学習推進のための人材育成	27
基本施策 2 学びの成果を生かした活動の支援	28
基本施策 3 生涯学習による市民交流の促進	29
4 生涯学習推進体制の強化	30
基本施策 1 みどり文カレッジの機能の強化	31
基本施策 2 ネットワーク型行政の推進	32

<b>第5章 計画の推進体制と進行管理</b>	33
<b>第1 計画の推進体制</b>	33
<b>第2 計画の進行管理</b>	34
<b>資料</b>	35

# 生涯学習都市宣言

歴史と伝統に育まれ、豊かな水と緑に恵まれた、美しいまち「水戸」

わたしたちは、この美しい郷土を愛し、これから時代を正しく力強く生きるために、進取の意氣を受け継ぎ、こどもからおとなまでの誰もが、みずから学び、豊かな心を養い、新しい市民意識の向上につとめます。

わたしたちは、この郷土を守り育てるために、みんなで学び合い、その成果を家庭・学校・地域にいかし、お互いに支え合い、活力と魅力にあふれた香り高い文化のまちづくりをめざします。

ここに、輝く21世紀を確信し、市制施行110周年にあたり、水戸市を「生涯学習都市」とすることを宣言します。

平成11年11月11日

水戸市

## 第1章 計画策定の基本的事項

---

### 第1 計画策定の趣旨

本市では、1993（平成5）年に「水戸市生涯学習推進基本計画」を策定し、市民の学習活動が円滑に行われるよう、推進施策の体系化を図りました。その後、情報化社会の到来により、2001（平成13）年に基本計画の改訂を行いました。さらに、2009（平成21）年には2014（平成26）年を目標年次とした「水戸市新生涯学習推進基本計画」を策定し、生涯学習の成果を生かした活力あるまちづくりを基本理念に、各種施策を展開してきました。

この間、わが国においては、少子高齢化や高度な情報化、また様々な分野でのグローバル化など、社会環境の多様化が一層進行する中で、市民は常に新しい知識や技術の習得を迫られています。

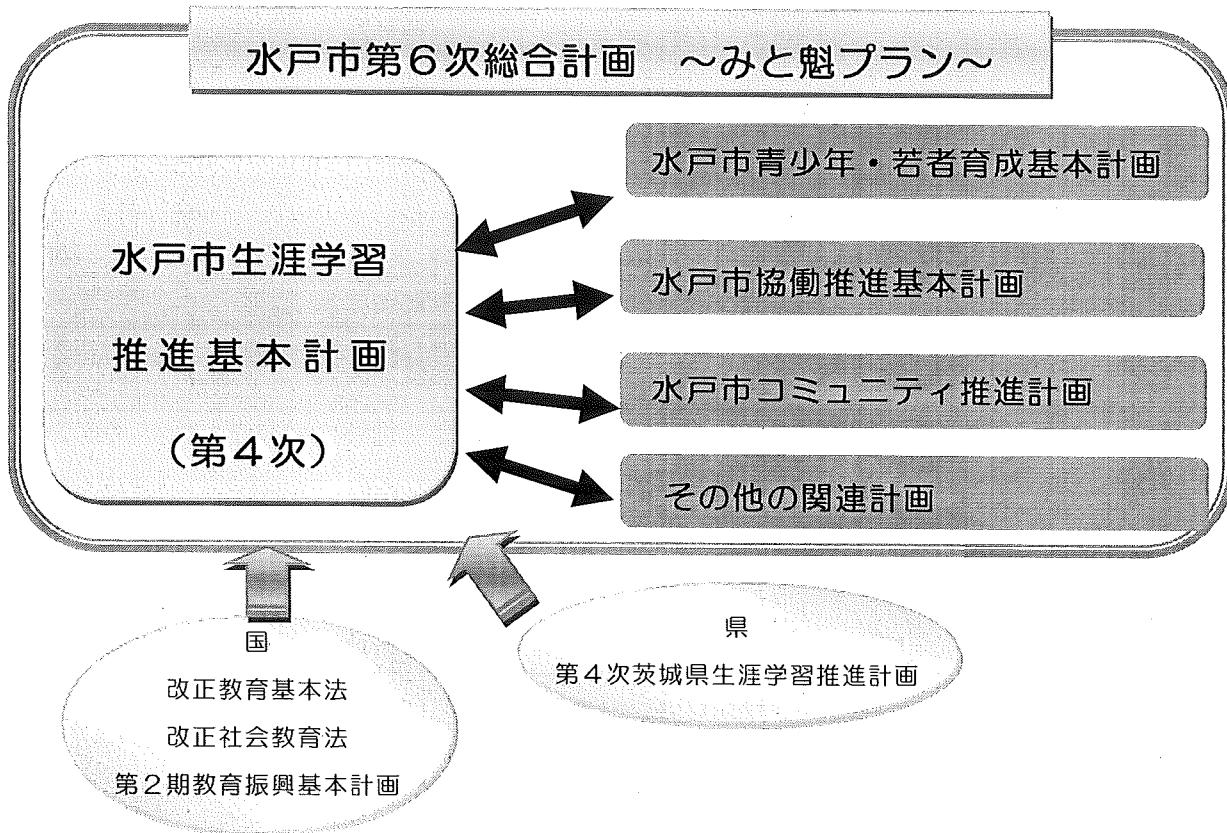
さらに、地域社会の抱える課題も多様性を増し、これらの課題を解決するためには、地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要となっています。

こうした状況の中、2006（平成18）年に改正された「教育基本法」において、新たに「生涯学習の理念」が規定されるとともに、2008（平成20）年には「社会教育法」において、社会教育行政の体制の整備等を図るため、国及び地方公共団体の任務等に関する規定が整備されました。

水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）は、これらの社会情勢の変化や国の動向を踏まえながら、学習者自身の知識・技能の向上のほか、社会の基盤である人材育成を図るとともに、豊かな経験や知識・技能を社会貢献に生かして地域社会への参画を促すことによる生涯学習社会の構築を一層推進するための計画として策定するものです。

## 第2 計画の位置付け

本計画は、国の「第2期教育振興基本計画」や県の「第4次茨城県生涯学習推進計画」の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画である「水戸市第6次総合計画」やその他の関連計画との整合を図りながら、本市の生涯学習活動の推進に関する施策を明らかにし、それらを総合的に推進するための指針として策定するものです。



## 第3 計画期間

水戸市第6次総合計画の計画期間に合わせて、2016（平成28）年度から2023（平成35）年度までの8か年とします。

ただし、計画の進捗状況や社会環境の変化を踏まえ、期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第4 生涯学習の意味

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられています。

また、人々が生涯にわたりいつでも、自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果が適切に生かすことのできる社会として「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

## 第2章 現況と課題

### 第1 国の動向と計画等

#### (1) 教育基本法の改正

2006（平成18）年に教育基本法が改正され、生涯学習の理念等が明示されました。

##### ① 生涯学習の理念（第3条関係）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

##### ② 家庭教育（第10条関係）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

##### ③ 社会教育（第12条関係）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

##### ④ 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条関係）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

## (2) 社会教育法の改正

1998（平成10）年の生涯学習審議会の答申において、「社会教育行政は、家庭の教育力の充実に資する施策の推進が必要」との指摘などにより、2001（平成13）年に、家庭の教育力の充実に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定が設けられるなどの一部改正が行われました。

### 主な改正内容

#### ① 国及び地方公共団体の任務に関する規定の改正（第3条関係）

国及び地方公共団体が、社会教育に関する任務を行うにあたって、「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をする」ことが規定されました。

#### ② 家庭教育に関する学習機会の充実等（第5条関係）

家庭教育に関する学習機会の充実を図るため、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」を教育委員会の事務として規定されました。

#### ③ 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱範囲の拡大（第15条及び第30条関係）

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を委嘱できるようになりました。

さらに、2006（平成18）年12月の教育基本法改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものとして、2008（平成20）年6月に一部改正が行われました。

### 主な改正内容

#### ① 国及び地方公共団体の任務に関する規定の改正（第3条関係）

教育基本法において生涯学習の理念が明示されたこと等を踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定が整備されました。

#### ② 市町村教育委員会の事務に関する規定の改正（第5条関係）

地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供や、社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関することなどが追加されました。

### (3) 第2期教育振興基本計画の策定

改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、2013（平成25）年6月14日に第2期教育振興基本計画が閣議決定され、次の4つの基本的方向性が位置付けられるとともに、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策が示されました。

#### 基本的方向性1：社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～

#### 基本的方向性2：未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引(けんいん)していく人材～

#### 基本的方向性3：学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

#### 基本的方向性4：絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

## 第2 県の動向と計画等

### (1) 第4次茨城県生涯学習推進計画～つなぎ合う いばらき学びプラン～

茨城県においては、「ともに生き、ともに学び、ともに支え合う社会をめざして」を基本テーマに掲げ、「新たな学習ニーズに対応した学びの促進」、「学びを通した個人の自立と地域のつながりの再構築」、「学習成果の社会への還元」の3つを推進目標とした生涯学習推進に向け、「知の循環型社会」の構築に取り組むため、2011（平成23）年度に策定されました。

生涯学習推進のため、次の7つの基本的視点と5つの基本的施策を定めています。

【基本的視点】	【基本的施策】
①県民の資質・能力の向上を支援する視点（多様な学習機会の充実）	①学びの環境の充実
②家庭の教育力の向上を図る視点	②多様な学習機会の充実
③学校、家庭、地域社会を結ぶ視点	③社会全体で取り組む教育の推進
④青少年の体験活動を推進する視点	④学習成果を生かした社会参加・参画の促進
⑤県民の読書活動を推進する視点	⑤生涯学習施設の活用
⑥社会参加・参画を促進する視点	
⑦社会につながるキャリア形成の視点	

### 第3 市の計画等

#### (1) 生涯学習都市宣言

本市は、1999（平成11）年に、市制施行110周年にあたり、「生き生きとした文化都市・水戸」の創造を目指して、その理念を掲げるとともに、わたしたちの決意を明らかにするものとして「生涯学習都市宣言」を行いました。

#### (2) 水戸市第6次総合計画

本市は、2014（平成26）年度からを計画年度とした、都市づくりの基本方針となる水戸市第6次総合計画を策定し、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」、「未来に躍動する活力ある先進都市づくり」、「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある交流都市づくり」の3つの基本理念のもと、将来都市像を「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」と定め、その実現に向けた各種施策を位置付け、計画に基づく施策を推進することとしています。

計画の推進にあたっては、基本計画・各論に定められた次の4つの大項目において、関連する各施策等を位置付けております。

- ① 笑顔にあふれ快適に暮らせる「みと」づくり
- ② 未来に躍動する活力ある「みと」づくり
- ③ 水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある「みと」づくり
- ④ 市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり

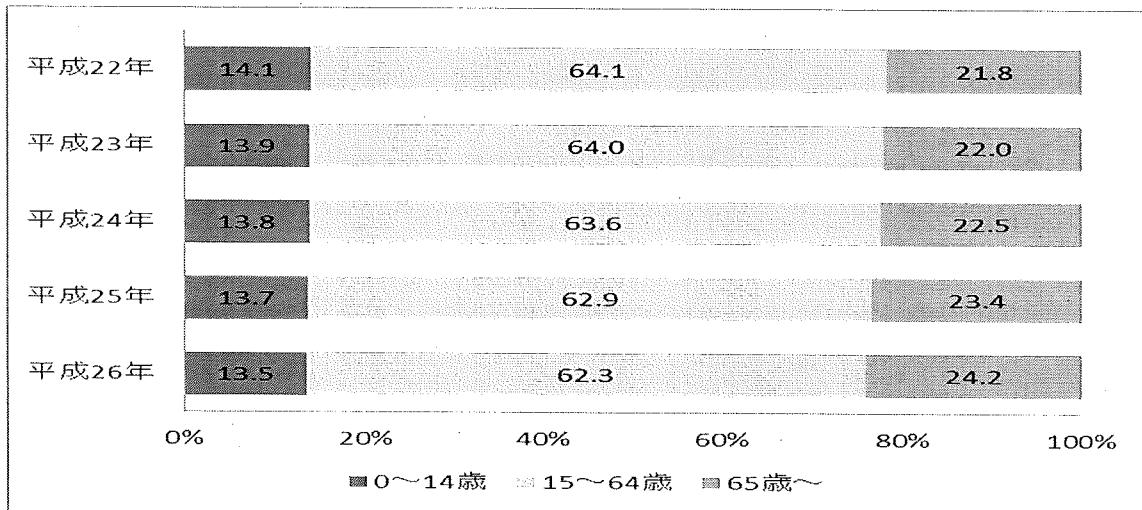
「生涯学習活動の推進」については、「市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり」の中に位置付けられており、市民が、社会的課題を踏まえながら、それぞれの関心に応じて自発的に学び、その成果をまちづくりに生かせるよう、学習の機会や内容の充実に努めるとともに、みと好文力レッジ等の機能充実を図り、市民の生涯学習活動を推進することとしています。

## 第4 本市の現状やアンケート調査の結果

### (1) 本市の年齢別人口の割合

本市の年齢3区分別人口構成を見ても、全国的な流れと同様に年々少子高齢化が進行しています。2014（平成26）年には、65歳以上の割合が約4分の1となるなど、今後も高齢者人口比率の増加と年少人口比率の減少の進行が見込まれます。

図1 本市の年齢3区分別人口構成（各年10月1日現在）



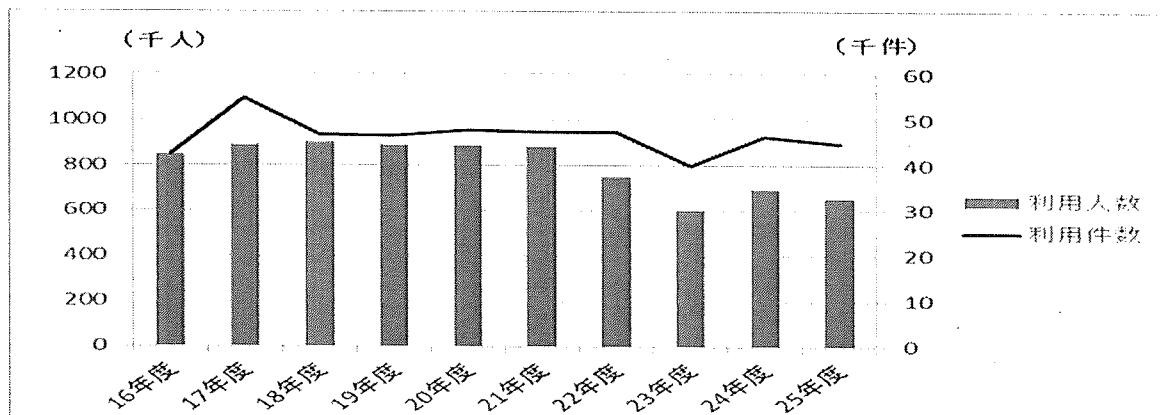
（資料：茨城県常住人口調査）

### (2) 生涯学習の意義

#### ア 生涯学習関連施設の現状

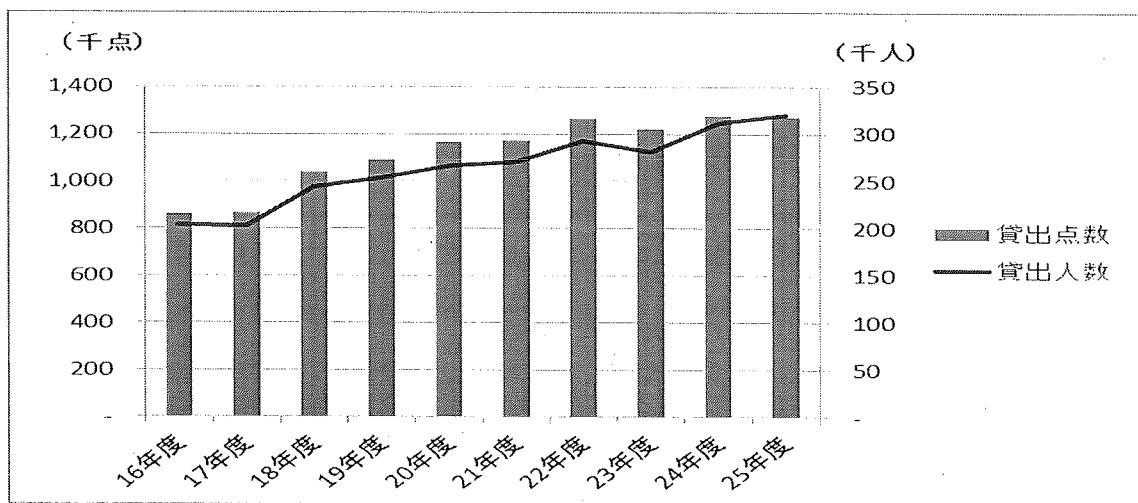
本市では、小学校単位に整備を進めている市民センターと内原中央公民館を地域の生涯学習の拠点として位置付け、学習機会を提供するとともに、地域住民の文化・教養・コミュニティ活動の場としての役割を果たしています。また、本市のシンボルとして市民に愛される水戸芸術館をはじめとする芸術・文化施設や図書館、スポーツ施設において、様々な生涯学習活動を推進しています。

図2 市民センター、公民館の利用の推移



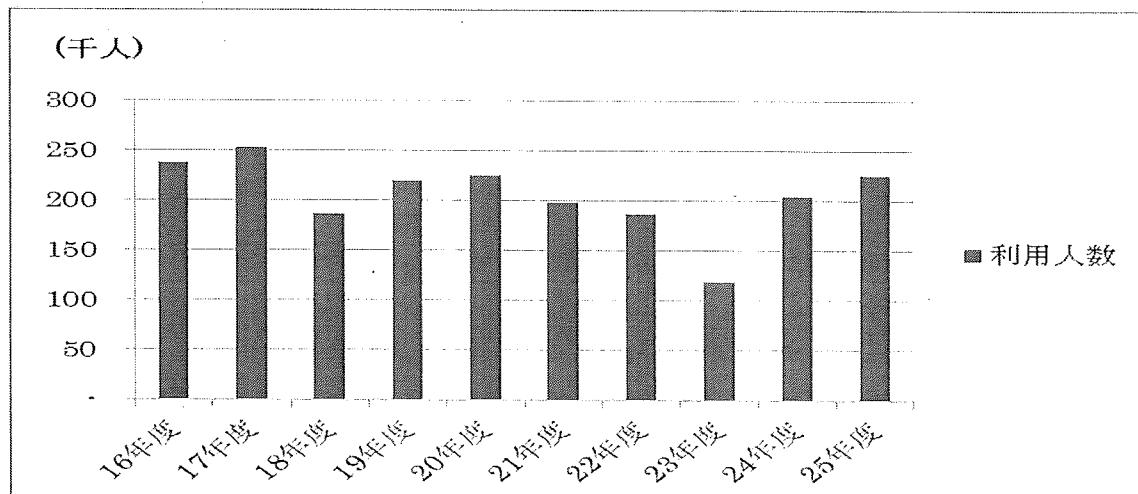
（資料：水戸市生涯学習課）

図3 図書館の利用の推移



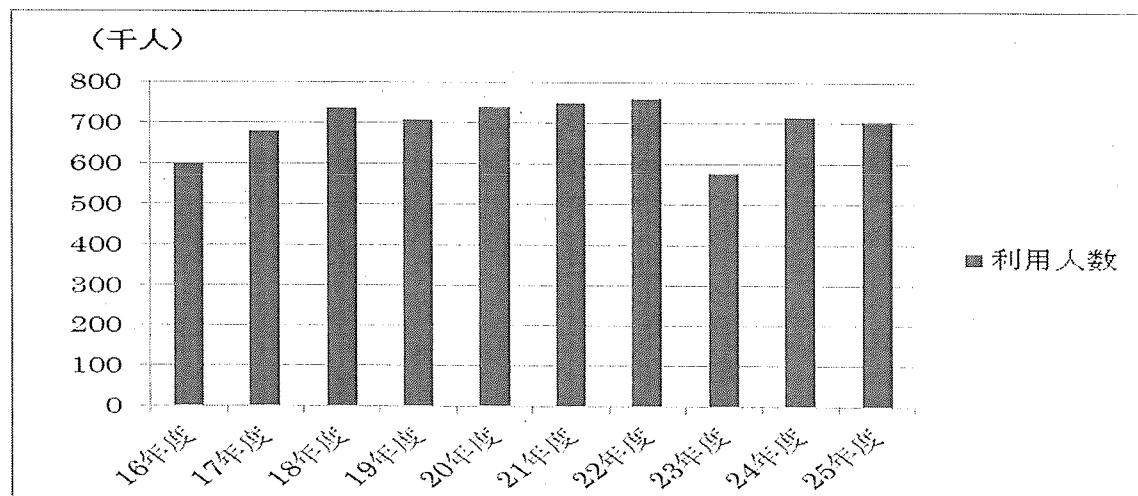
(資料：水戸市情報政策課)

図4 芸術・文化施設の利用の推移



(資料：水戸市情報政策課)

図5 スポーツ施設の利用の推移



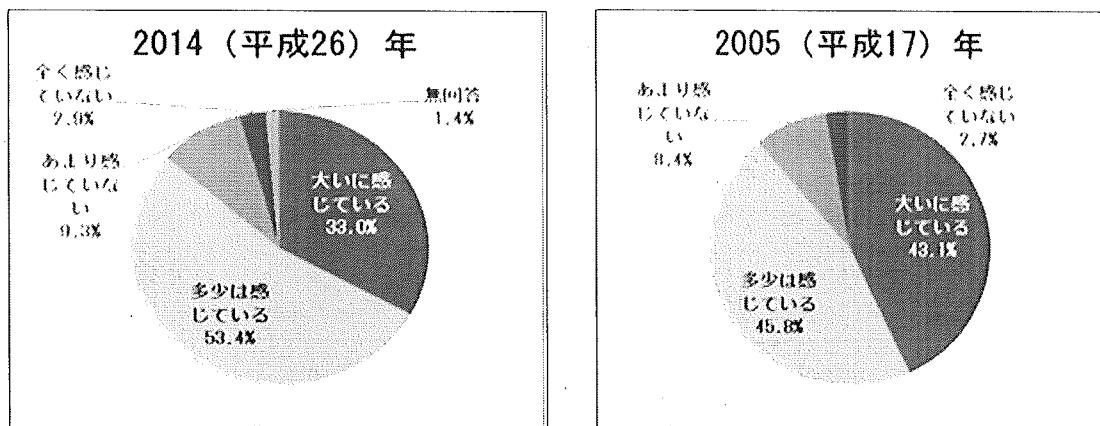
(資料：水戸市情報政策課)

## イ 生涯学習をする必要性

2014（平成26）年3月に、水戸市内在住の満20歳以上の男女2,000人に対し「生涯学習活動に関するアンケート」を郵送により行い、655人（32.75%）から回答を得ました。

前回2005（平成17）年3月の市のアンケート調査（以下「前回の調査」という）では、「大いに感じている」と「多少は感じている」を合わせて88.9%の人が生涯学習をする必要性を感じていましたが、今回2014（平成26）年3月のアンケート調査（以下「今回の調査」という）でも、「大いに感じている」と「多少は感じている」を合わせて86.4%の人が必要性を感じており、非常に高い関心があることがわかります。一方で生涯学習を行った人は28.9%にとどまり、必要性を感じる人たちが実際の学習活動に結びついていない現状があります。

図6 生涯学習をする必要性について



(資料：水戸市生涯学習課)

表1 この1年間に何らかの生涯学習を行ったかについて

行った	行っていない	以前は行っていたがやめた	無回答
28. 9%	62. 9%	7. 3%	0. 9%

(資料：水戸市生涯学習課)

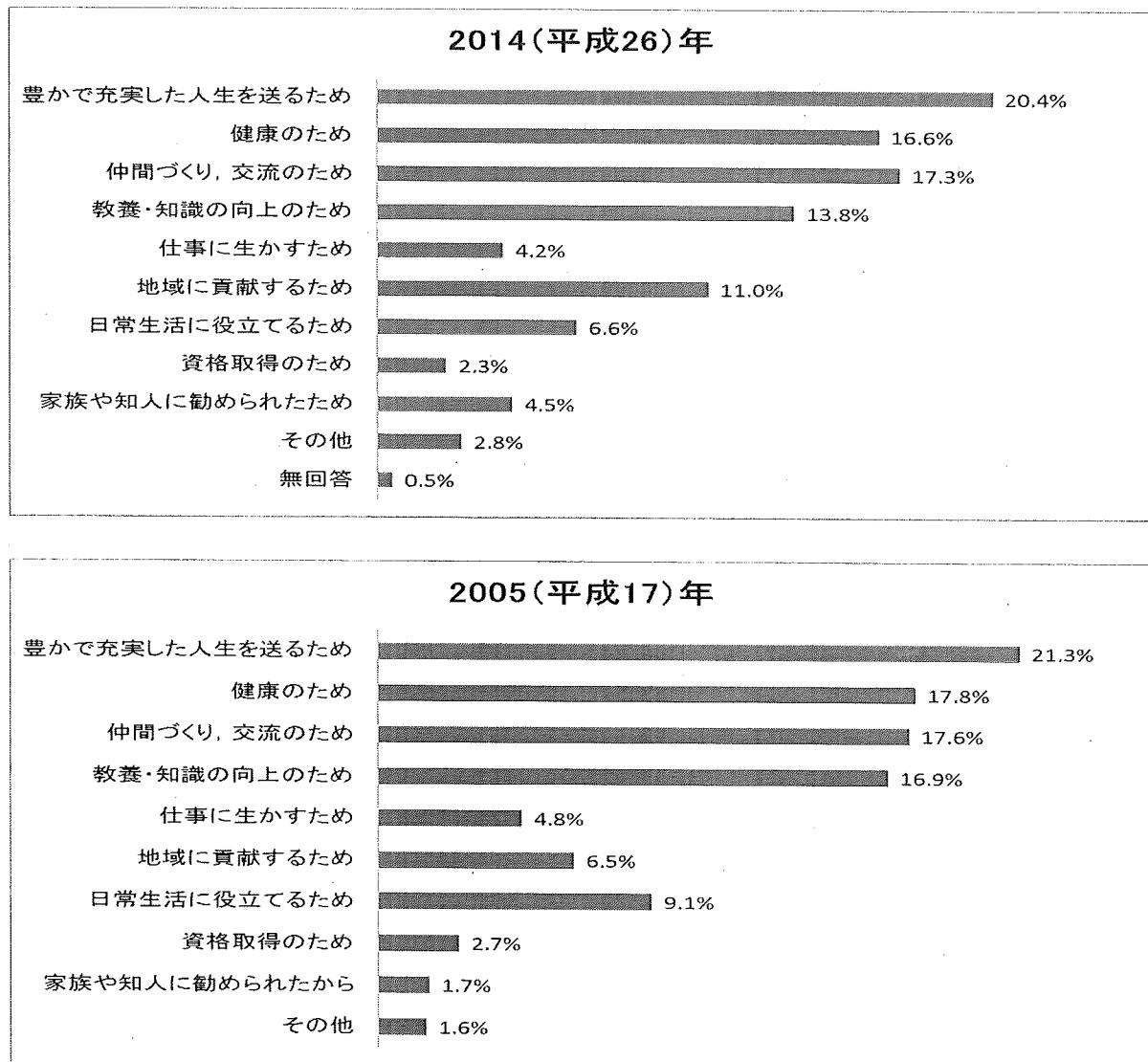
## (3) 多様な学習活動

### ア 生涯学習を行った動機・目的

前回の調査では、「豊かで充実した人生を送るため」が21.3%で、次いで「健康のため」、「仲間づくり、交流のため」が上位を占めていましたが、今回の調査でも、上位3つの回答は、「豊かで充実した人生を送るため」が20.4%で、次いで「仲間づくり、交流のため」、「健康のため」となり、前回の調査と同様の傾向になっています。

また、「仕事に生かすため」や「資格取得のため」は少なく、社会で生きる手段の習得よりは、個人の興味や関心を満たすための学習が目的化している傾向が見られます。

図7 生涯学習を行った動機・目的について（複数回答）



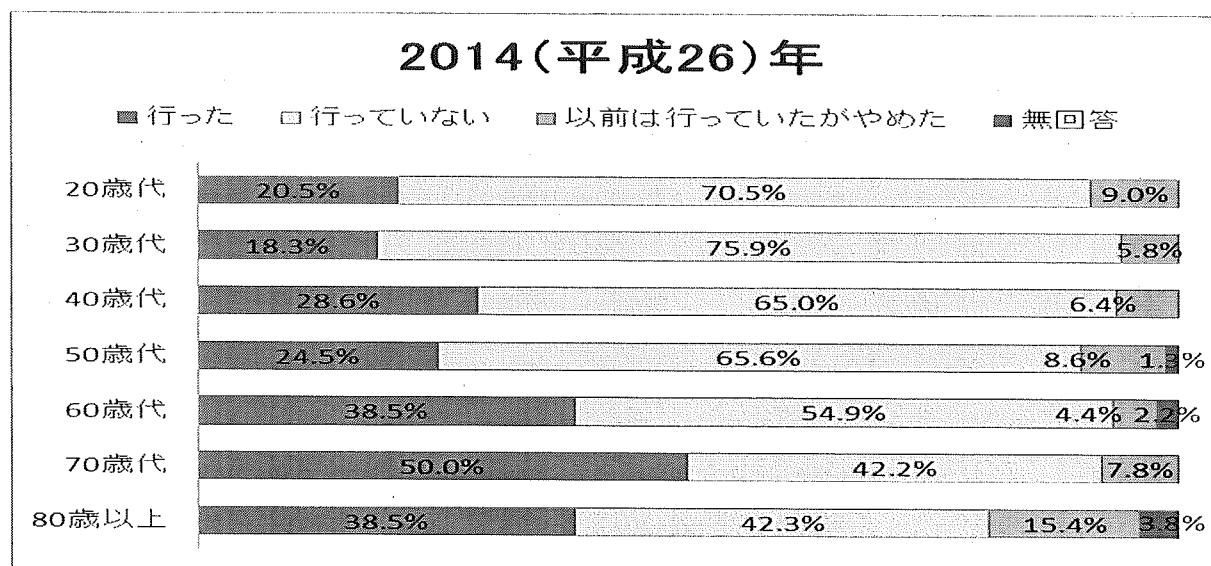
(資料：水戸市生涯学習課)

#### イ 生涯学習ができない理由

今回の調査における最近1年間での生涯学習の実施状況については、70歳代の利用が最も多く、次いで80歳代、60歳代と、いわゆる高齢者層で高く、若年層は低い傾向にあります。また、高齢者層のうち、80歳代は「以前は行っていたがやめた」の割合が高くなっています。

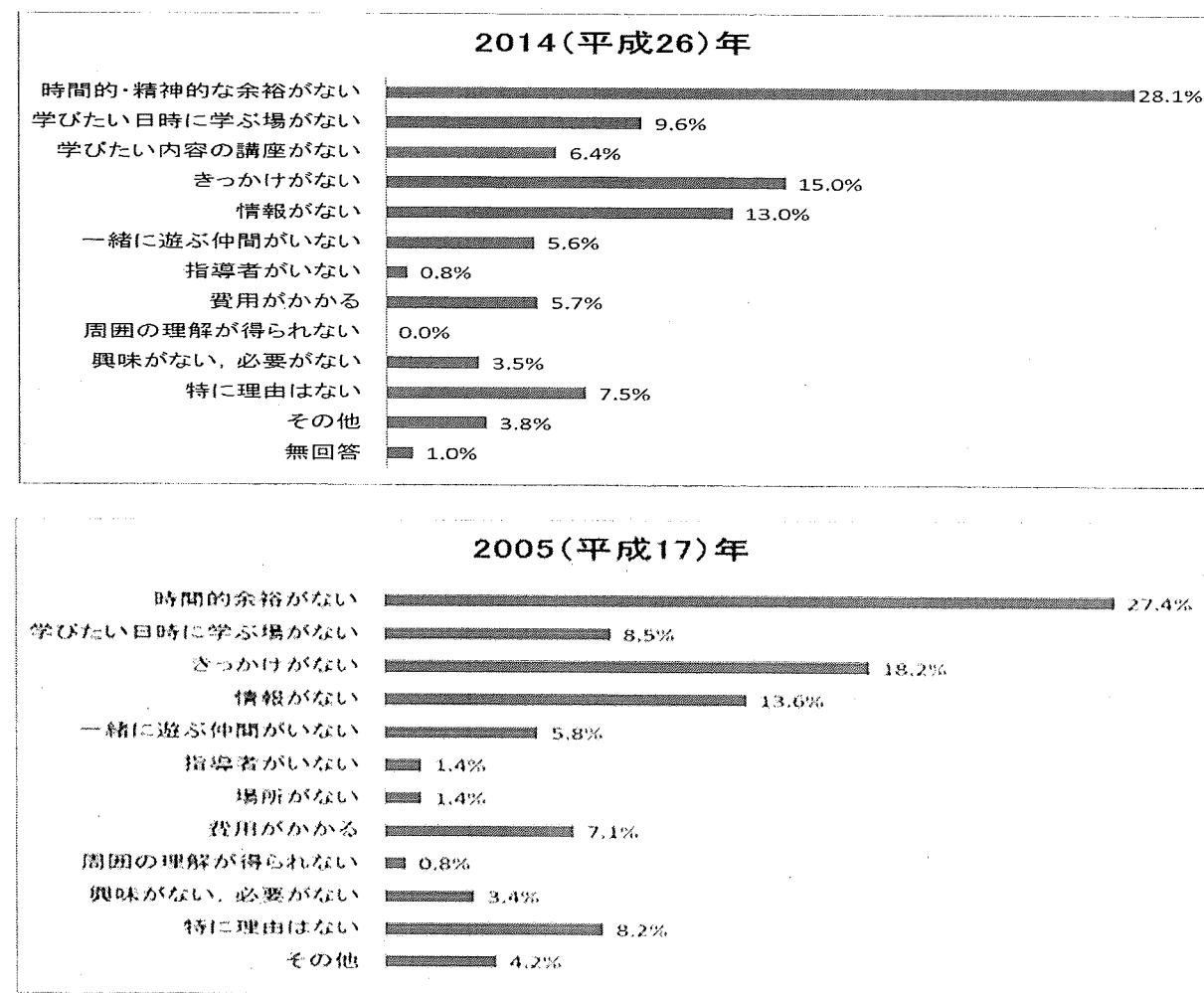
生涯学習を行っていない、またはやめた理由については、前回の調査では、「時間的余裕がない」が27.4%で最も高く、次いで「きっかけがない」、「情報がない」などとなっていましたが、今回の調査でも「時間的・精神的な余裕がない」が28.1%で最も高く、次いで「きっかけがない」、「情報がない」などと、前回の調査と同様の傾向となっています。

図8 最近1年間の生涯学習実施の有無（年代別）



(資料：水戸市生涯学習課)

図9 生涯学習を行っていない、またはやめた理由について（複数回答）

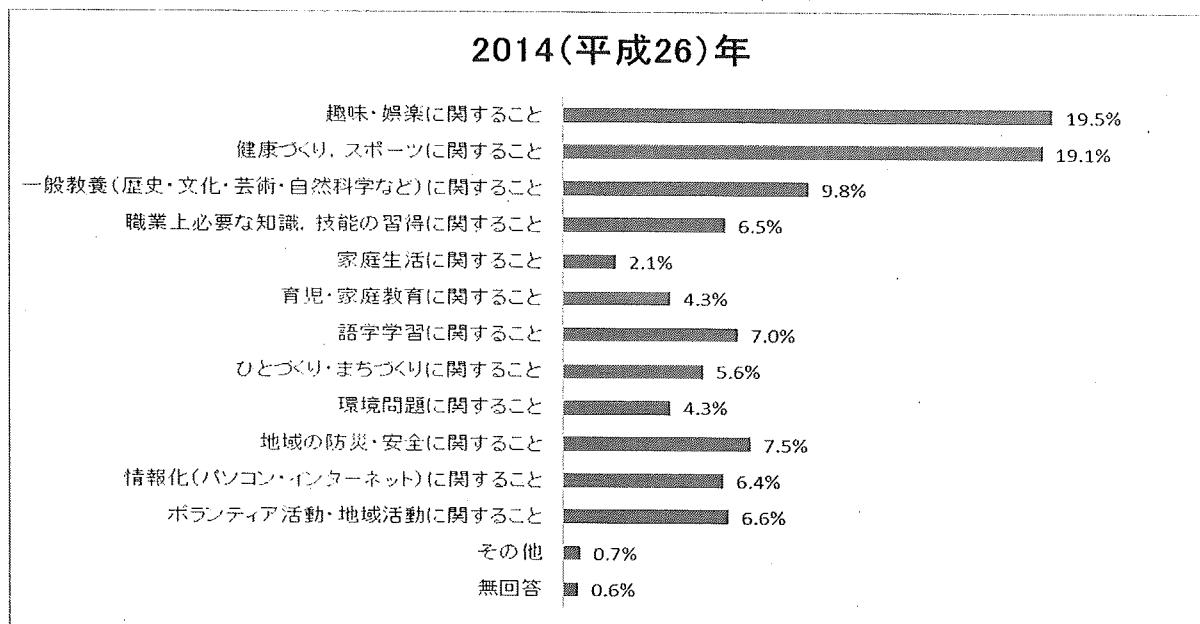


(資料：水戸市生涯学習課)

## ウ 学習したい分野

生涯学習を行いたいと思う分野については、「趣味・娯楽に関するここと」や「健康づくり・スポーツに関するここと」などが多くなっていますが、この他にも防災やボランティア活動などの地域活動に関することも多く、学習ニーズは多様で専門的なものとなっています。

図 10 生涯学習を行いたいと思う分野（3つまで回答）



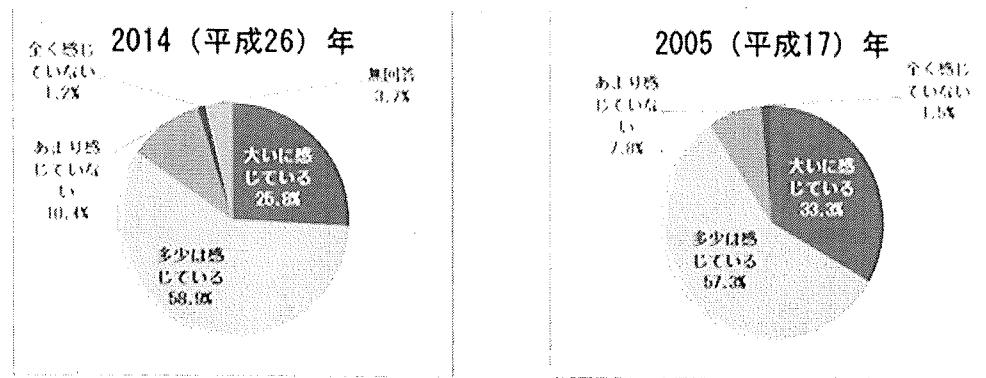
(資料：水戸市生涯学習課)

## (4) 現代的課題と生涯学習

### ア 現代的課題を学ぶ必要性

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、学習する必要のある課題（現代的課題）については、前回の調査では、「大いに感じている」と「多少は感じている」を合わせて 90.6%が学ぶ必要性を感じていますが、今回の調査においても合わせて 84.7%となっており、大半の人がその必要性を感じています。

図 11 現代的課題を学ぶ必要性について

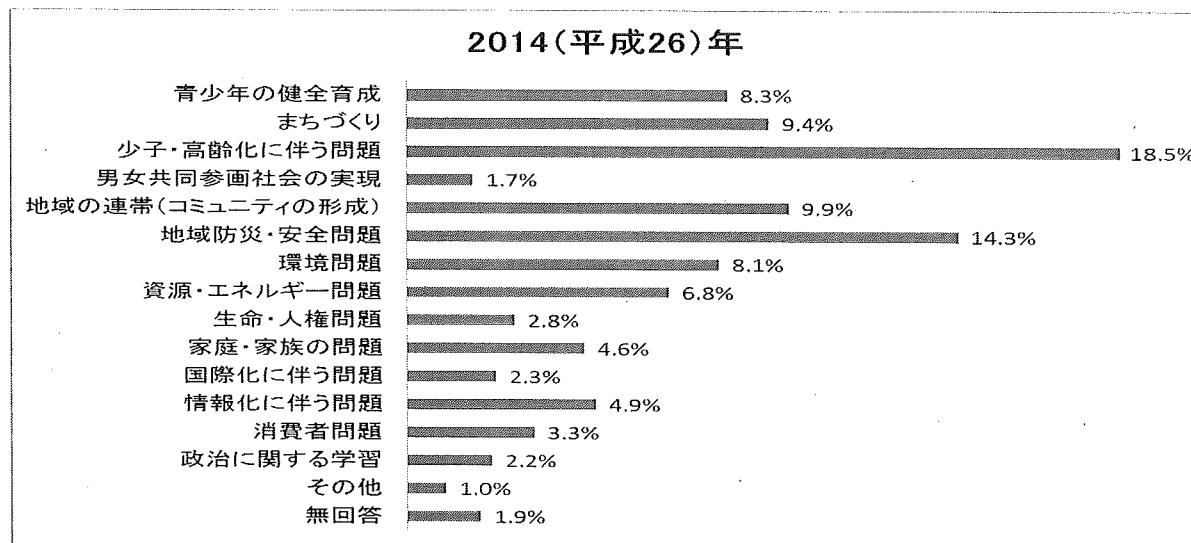


(資料：水戸市生涯学習課)

## イ 取り組まなければならないと考える現代的課題

取り組まなければならないと考える現代的課題については、今回の調査では、「少子・高齢化に伴う問題」が18.5%で最も割合が高く、次いで「地域防災・安全問題」が14.3%となっています。

図12 取り組まなければならないと考える現代的課題について（3つまで回答）

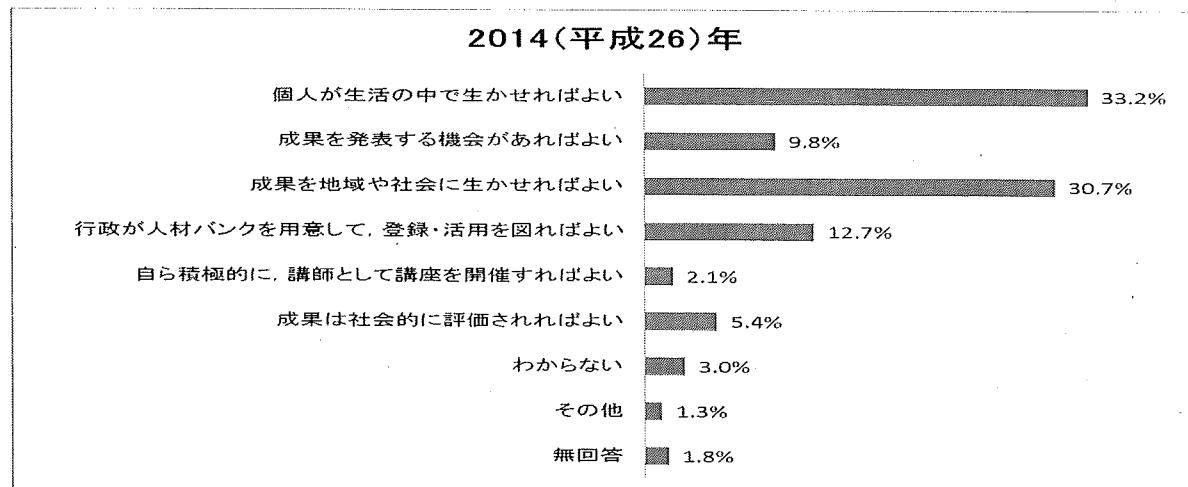


(資料：水戸市生涯学習課)

## (5) 学習成果の活用

身につけた知識や技能などの成果については、「個人の生活の中で生かせればよい」が33.2%、「成果を地域や社会に生かせればよい」が30.7%となっており、ほぼ同じ割合となっています。また、「行政が講師人材バンクを用意して、登録・活用を図ればよい」の割合も3番目に高くなっています。

図13 生涯学習や職歴をとおして身につけた知識や技能などの成果を生かすには、どうすればよいかについて（3つまで回答）



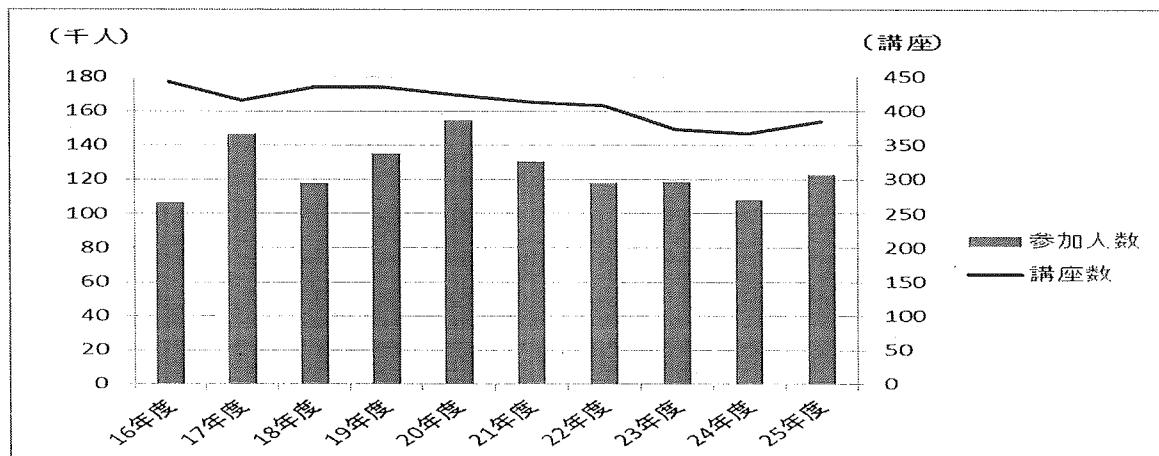
(資料：水戸市生涯学習課)

## (6) 本市の生涯学習の利用状況

### ア 市民センター・公民館の講座の参加状況

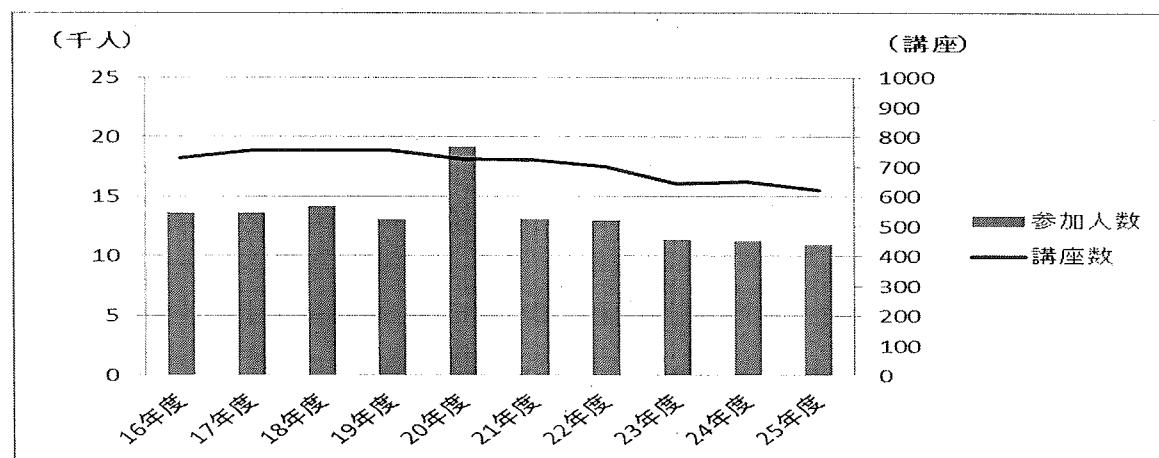
一般教養講座（家庭教育、女性教養、郷土史等）、定期講座（教室、クラブ）の参加人数や講座数は、平成20年度以降緩やかな減少傾向を示しています。

図14 市民センター・公民館の一般教養講座の参加人数及び講座数の推移



(資料：水戸市生涯学習課)

図15 市民センター・公民館の定期講座の参加人数及び講座数の推移

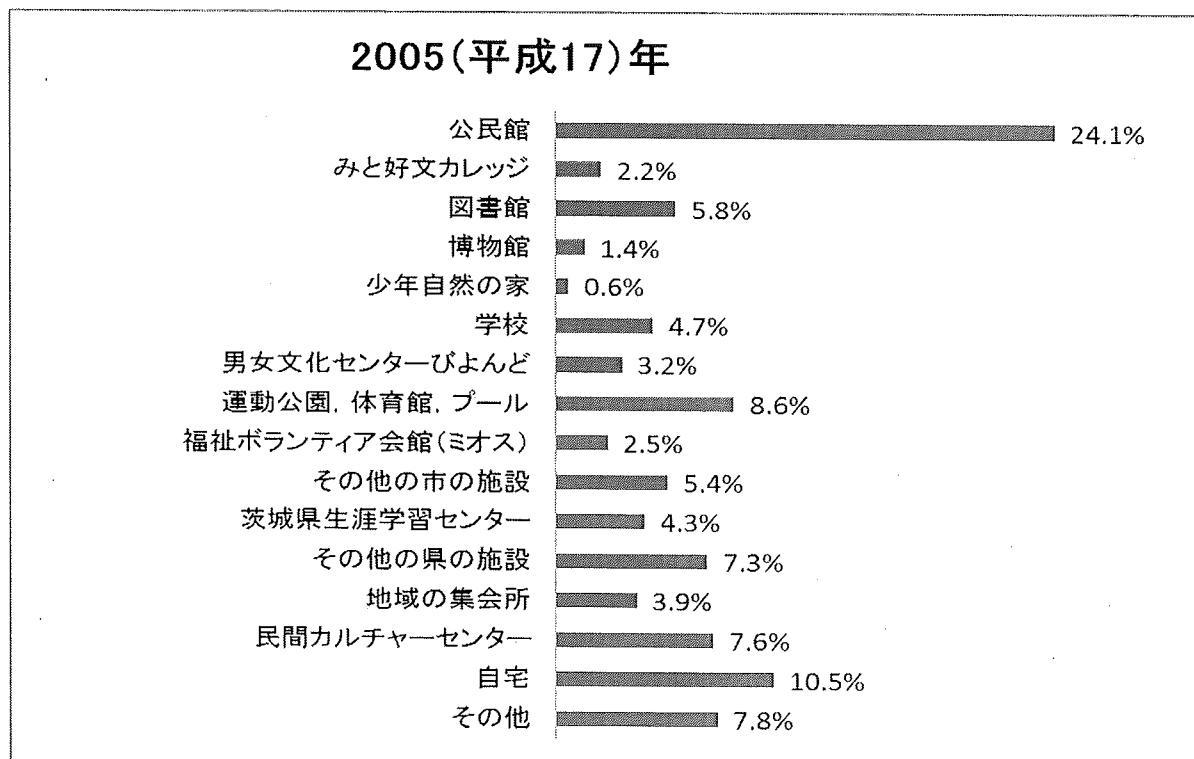
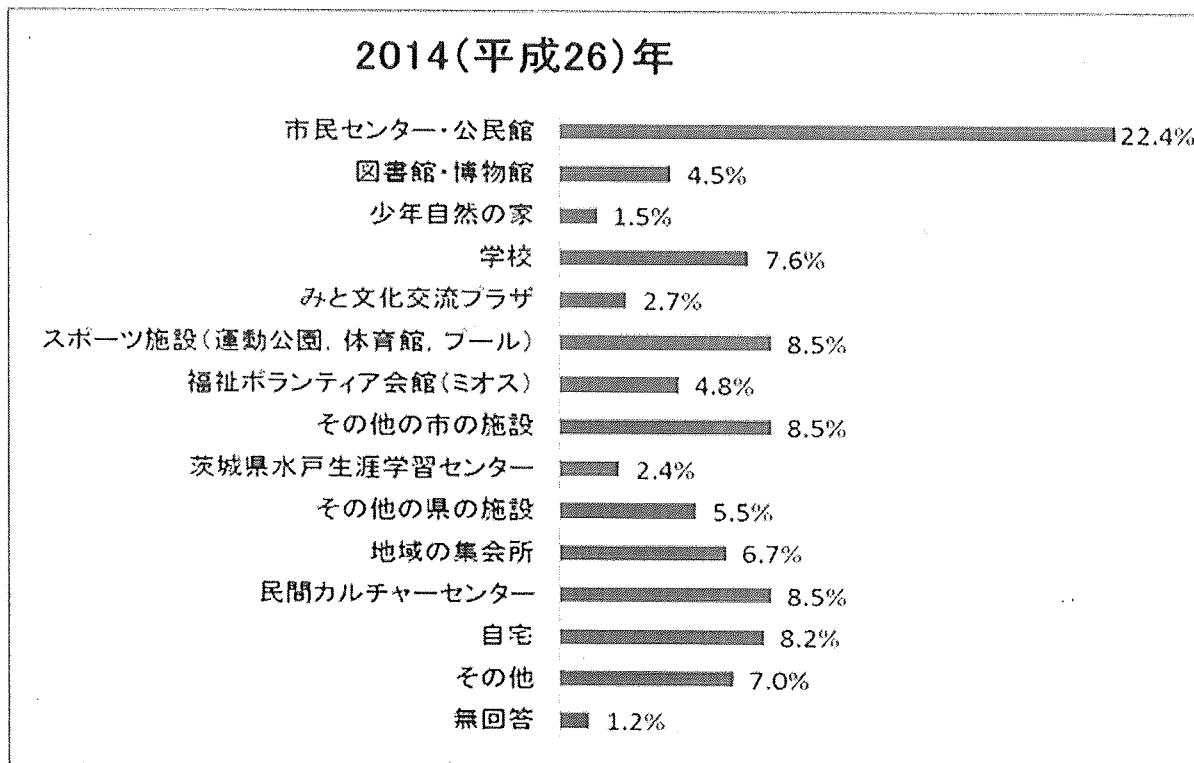


(資料：水戸市生涯学習課)

### イ 市民が生涯学習を行った施設

前回の調査では、市民が生涯学習を行った施設は「公民館」が24.1%と最も高い割合になっていましたが、今回の調査でも同様に、「市民センター・公民館」が22.4%と最も高く、市民にとって身近な学習の場となっています。また、その他の多くの施設でも学習活動が実施されています。

図 16 生涯学習をどこで行ったかについて（複数回答）



(資料：水戸市生涯学習課)

## 第5 本市の現状を踏まえた課題

生涯学習を推進するための課題について、本市の現状やアンケート調査の結果等を踏まえると次のとおりとなります。

### (1) 多様化する学習ニーズへの対応

- 生涯学習を始めた動機や目的は、個人の興味や関心を満たす学習などが中心となっていますが、多様な価値観や生き方が存在する成熟社会が進行する中で、今後も引き続き盛んになっていくと考えられます。市民が心身ともに充実した生活を送るためには、個人の要望に応じた多様な学習の機会を提供し、学習活動のきっかけづくりと意識啓発に努める必要があります。
- 生涯学習の必要性を感じる一方で、様々な理由により学習機会を得られない状況が見られます。誰もが参加しやすい学習機会を提供するためには、子どもから高齢者までの各々のライフステージに対応した課題を見出し、学習内容や手法の工夫が求められます。さらに、生涯を通じた学習の継続を促すことにより、個人が自立した一人の人間として生きていくための「総合的な力」の向上を図る必要があります。
- 生涯学習を啓発し、市民の主体的な学習活動を支援するためには、情報提供や学習相談の充実が重要です。このため、大学や民間団体・企業等との連携を強化し、学習資源のネットワーク化を推進する必要があります。

### (2) 現代的課題への対応

- 個人や地域が抱える課題が一層複雑化する社会では、一律の基準や方法によって解決することが困難になります。このため、市民それぞれが社会を構成する当事者として自立し、他者と協働しながら地域の課題解決を主体的に担えるよう、現代的課題への学習機会の充実を図る必要があります。
- 社会の急激な変化に伴い、新たな社会的・地域的課題が増大し、その課題解決のための学習は広範多岐にわたります。そのため、取り組むべき学習課題を把握し、優先的に対応すべき課題を焦点化するなど、学習プログラムの検討と学習サービスの質の向上を図る必要があります。
- グローバル化、高度情報化、少子高齢化などが急速に進む中で、個人が社会で自立するためには、異質で多様な文化や個性、郷土や生活環境などを理解し、認め合い、受入れることが求められます。このため、市民が支え合いながら社会参加できる共生の考え方を根底に据え、文化や価値観の異なる他者、地域社会、自然等、自分との関係を学習するための機会を充実する必要があります。

### (3) 学びの成果の活用への対応

- 生涯学習の成果を地域や社会へと生かしていくため、学習者が成果を発表する機会や、地域で交流する拠点の機能充実を図るとともに、地域・企業・NPO等と協働し、まちの活性化に向けた新たなネットワークの構築に努める必要があります。

### (4) 生涯学習推進体制への対応

- 生涯学習都市宣言の理念を踏まえ、生涯学習社会の構築を進めるためには、本市の生涯学習の中核として位置付けたみと好文カレッジの支援により、市民が身近に学習できる市民センター等において、魅力ある事業を継続的に展開するとともに、改善点を明確化する必要があります。
- 市民がまちづくりの主役となり、安心して活躍するためには、市民と行政との関係が対等であり、深い信頼関係を持つことが重要です。そのため、関係機関や府内組織の連携をより強固にするための環境整備が必要です。

## 第3章 計画の基本的方向

### 第1 目指す姿

これまでの生涯学習推進基本計画（第3次）では、「生涯学習の成果を生かした活力あるまちづくり」を基本理念とし、市民センター等を地域における生涯学習の拠点と位置付け、「個人の要望」や「社会の要請」をバランス良く提供し、生涯学習によるまちづくりを推進してきました。

新たな計画では、これまで積み重ねてきた様々な取組みを踏まえ、これまでの計画を継承しながら、学習者自身の知識・技能の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成（人づくり）を推進するため、目指す姿を次のとおりとします。

いつでも・どこでも・誰でも学べる  
生涯学習の成果を生かした学びのまち 水戸

### 第2 基本方針と基本施策

本市の生涯学習の目指す姿の実現を図るために、次の4つの生涯学習の基本方針とそれに対応した基本施策を定めます。

#### 基本方針1 生涯学習に参加しやすい環境づくり

学習活動のきっかけづくりに努め、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ることにより、いつでもどこでも学習できるような環境づくりを推進します。

- 基本施策1 人生を豊かにするための学習機会の充実
- 基本施策2 生涯各期に対応した学習機会の提供
- 基本施策3 生涯学習情報の収集と提供

## 基本方針2 現代的課題に対応した学習機会の充実

個人や地域が抱える課題が多様化する中で、社会が安定して活性化していくためには、自らが能力を発揮しつつ、異なる価値観を持つ他者と認め合い、支え合うことができる社会の促進が求められます。このため、現代的な課題に関する講座を提供し、成果を実践できるような学習の機会の充実に努めます。

- 基本施策1 現代的課題解決のためのプログラムの研究・開発
- 基本施策2 共生社会に向けた学習の推進

## 基本方針3 学びの成果を生かす環境づくり

学習講座の修了者や地域の豊富な人材を指導者や支援者として活躍できる環境整備を進め、まちづくりに主体的に参加する人材を育成し、新たなネットワークを構築することによる活動範囲の拡大を目指します。

- 基本施策1 生涯学習推進のための人材育成
- 基本施策2 学びの成果を生かした活動の支援
- 基本施策3 生涯学習による市民交流の促進

## 基本方針4 生涯学習推進体制の強化

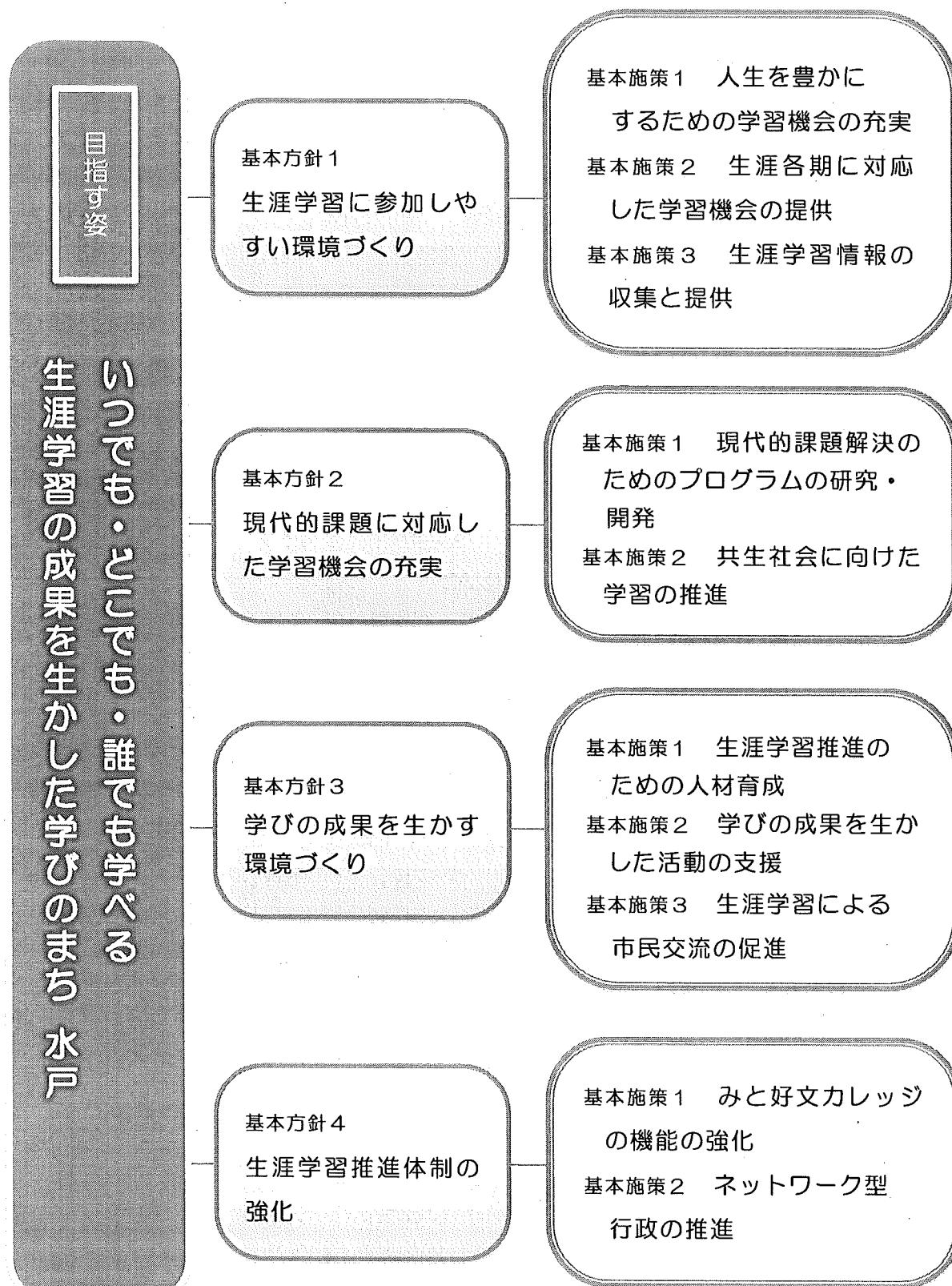
生涯学習担当部局が持つ、学校・地域との連携や人材育成手法の実績を考慮しながら、関係部局との施策の連携を進めるほか、企業・大学・市民センター等の本市特有の地域資源を有効に活用し、生涯学習社会の実現を目指します。

- 基本施策1 みと好文カレッジの機能の強化
- 基本施策2 ネットワーク型行政の推進

### 第3 施策の体系

4つの基本方針に基づいた施策の体系は次のとおりとします。

図17 施策の体系図



## 第4章 施策の展開

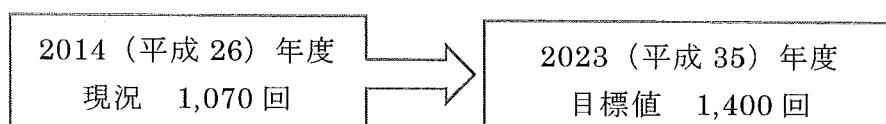
### 1 生涯学習に参加しやすい環境づくり

#### 基本施策1 人生を豊かにするための学習機会の充実

市民一人一人が生涯にわたって健康で、楽しみながら自己の人格やスキルを磨くことは、心豊かで充実した人生を送るための重要なテーマの1つです。さらに、学習活動を通じて仲間どうしの交流が生まれることは、学習者の自己実現にとどまらず、地域全体の活性化につながります。

多様な学習ニーズに対応し、全ての市民が「いつでも・どこでも・誰でも」学び始め、または学び続けることができるよう学習機会の充実を図ります。

##### 【目標指標】 市民センター等 一般教養講座開催回数（全体）



##### 【具体的施策】

###### (1) 知識や教養に触れる場の提供

生きがいづくりや余暇を楽しむために行う学習活動は、生涯学習を始める最も気軽な入口です。身近な生涯学習施設である市民センター等を中心に親しみやすい講座を用意し、学びのきっかけづくりに努めます。

###### (2) 歴史や文化、芸術を楽しむ機会の充実

本市は、弘道館や偕楽園などをはじめ、先人によって築かれ受継がれた歴史的財産と誇るべき教育遺産に恵まれています。本市はまた、市民のシンボルとして広く市民に愛され、世界に向けて新たな芸術・文化を発信する水戸芸術館を有しています。

このような環境のもと、市民が優れた伝統文化や芸術に触れる機会を充実させるとともに、市民の創造性を育みます。

###### (3) スポーツや健康増進活動の推進

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、青少年の健全育成や心身の健康の保持増進など、市民生活において多面的な役割を担います。年齢や性別、障害等を問わず、全ての市民が関心・適性等に応じてスポーツや健康増進活動に参加できる環境づくりに努めます。

#### (4) キャリア形成の支援

知識が社会・経済を動かす大きな力になる現代において、自己責任を果たし、他人とお互いを高めあいつつ一定の役割を果たすためには、生涯にわたって知識や技能を習得し、常に更新することが重要です。

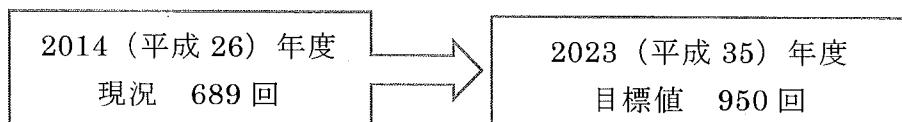
生涯学習の視点に立ち、キャリア（経歴、実地の経験）を人生そのものとして捉え、社会的自立の基礎を培う子どもも、学び直しやスキルアップ（技能の向上）を絶えず求められる社会人、豊かな経験を還元する高齢者まで、全世代のキャリア形成（職業能力を習得する活動）を支援します。

### 基本施策2 生涯各期に対応した学習機会の提供

生涯にわたって学習を継続するためには、生涯各期によって求められる課題解決や学習内容・手法は必然的に変わってきます。子どもから高齢者まで幅広い層の学習ニーズを把握し、各世代に応じた学習機会の提供に努めます。

#### 【目標指標】 市民センター等 一般教養講座開催数

（家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育）



#### 【具体的施策】

##### (1) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心の拠りどころとなるものです。さらに、人格形成の基礎となる基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーを身につける上で重要な役割を担います。

全ての親に対して学習の機会を提供できるよう、時間や手法を工夫し、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

また、子どもたちが心豊かに成長することは、全ての市民の願いです。個々の親に限らず、あらゆる世代に学習の機会を提供することにより、社会全体で家庭教育を支援する基盤を育みます。

## (2) 幼児期に対応した学習機会の充実

幼児期は豊かな感性や好奇心、探究心を培うことによって、人間形成の基礎を培う重要な時期です。「遊ぶこと」を重要な学習活動として捉え、直接的・具体的な体験の機会とともに、同年代の集団で活動する機会を充実します。

また、家庭の教育力の向上を目指し、孤立しがちな親や学ぶ余裕が少ない親に対する支援を進め、「学習を希望する親の支援」から「全ての親を対象とした支援」へと対象範囲を広げるため、子育てサークルや子育て支援団体との連携を推進します。

## (3) 青少年のための学習機会の充実

青少年は社会を構成する確かな主体であることを尊重し、行動力と創造性を兼ね備えた人間へと成長できるように「生きる力」を育み、自立の促進や積極的な社会参加を支援します。

そのため、従来から取り組んできた異年齢間の交流や自然体験活動、ボランティア活動を含めた社会体験や国際交流体験等の充実について、家庭や地域との連携をさらに強化して進めるほか、社会とのかかわり等に困難を抱える青少年への支援を図ります。

## (4) 成人向けの学習機会の充実

成人については、社会の変化を生き抜くために知識や技能のみならず、他者との関係を築く力等の豊かな人間性を含む「総合的な力」を身につけ、社会の知的基盤を確かなものにできるよう努めます。

また、個人の要望に加え、多様な社会の要請への対応が求められる一方で、仕事や家事・子育て等により、学習や地域の活動に関与できない現状の中、ワークライフバランスを見直し、自身の能力を発揮し社会に還元できるよう、学習プログラムの焦点化や手法の工夫に努めます。

## (5) 高齢者のための学習機会の充実

高齢者が生涯にわたって楽しく生きがいを持って過ごせるよう、ニーズを把握しながら、各種講座等の学習機会や内容の充実を図ります。また、必要とする学習情報を手軽に得られるよう、学習情報の収集・提供や学習相談を行うなど、生涯学習に参加しやすい環境づくりを進めます。

## (6) 世代間の学習機会の充実

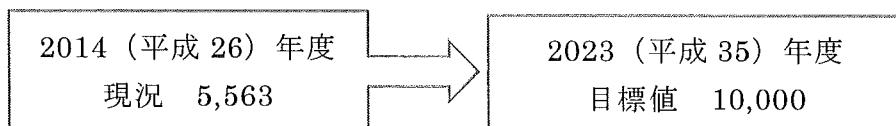
高齢者は、これまでの生活や職業を通じて培った豊かな経験や技能を有しており、本市の地域社会を支える重要な担い手です。持続可能性を持つ社会づくりのためにも、このような人材を社会参画や社会貢献に生かし、次世代への知識の継承を推進します。

また、若者が有する新しい知識を高齢者に伝えたりするなど、お互いの得意分野を生かした世代間の交流を促進し、互いに学び合う機会の充実に努めます。

### 基本施策3 生涯学習情報の収集と提供

市民の主体的な学習活動を促進するためには、十分な学習情報の提供により、学びと出会う仕組みづくりが必要です。生涯学習都市を宣言した本市では、社会教育部門に限らず市役所の各部署をはじめNPO法人等により、あらゆる場所で活発な講座やサークル活動が行われていることから、学習情報が分散される傾向にあるため、集積・整理する機能の充実に努めます。

【目標指標】 水戸市ホームページ内 みと好文カレッジホームページアクセス数



#### 【具体的施策】

##### (1) 学習相談の充実と様々な広報媒体の活用

市民の多様な学習ニーズに対応するために、情報の提供と合わせて学習内容・方法や指導者等、相談者の求めに対して適切に対応できる体制を整備します。

また、広報誌やホームページの充実をはじめ、メディア等の積極的な活用により、生涯学習の普及と啓発に努めます。

##### (2) 学びのセーフティネットの構築

「いつでも・どこでも・誰でも」学習でき、自らの能力を高めるための機会は、経済状況や家庭環境等に左右されることなく等しく与えられるべきです。

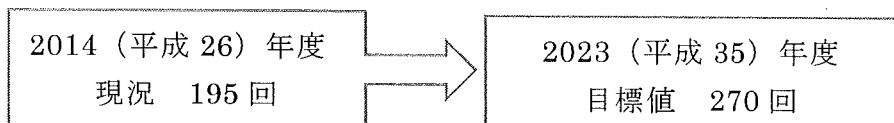
そのため、市内行政機関をはじめ、大学や民間団体の情報を収集するとともに連携を推進することにより、学びのセーフティネットの考え方を踏まえ、誰でもアクセスできる環境整備に努めます。

## 2 現代的課題に対応した学習機会の充実

### 基本施策1 現代的課題を解決するためのプログラムの研究・開発

学習面からまちづくりに貢献することは、本来の社会教育が担うべき施策です。価値観が多様化かつ複雑化する現代社会においては、個人や地域の抱える課題が刻々と変化するため、市民が社会の中で自立して他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題を主体的に担うことができるよう、学習プログラムの研究・開発に努めます。

#### 【目標指標】 現代的課題をテーマとする講座実施回数



#### 【具体的な施策】

##### (1) 社会の要請に応じた学習機会の提供

社会が直面する課題は、少子高齢化、高度情報化、家庭教育力・地域教育力の低下、消費生活、地域防災への対応など、多岐にわたります。これらについては、当事者意識を持った地域づくりの担い手を育成する観点から、市民が現代的課題について様々な立場の人と共に学習し、その成果を実践につなげる機会を提供します。

また、本市の各分野における個別計画等に基づき、全庁的に施策を推進します。

##### (2) 地域の実情に対応した学習プログラムの研究と開発

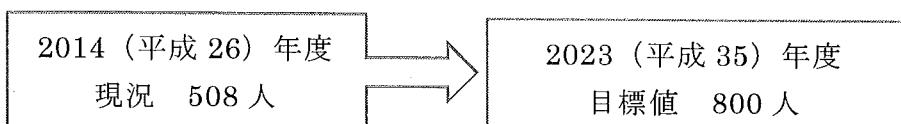
市内においても、それぞれの地区が抱える課題は複雑、多様化しており、それらの課題に対して、統一的・画一的な基準の運用を用いることは困難です。

各市民センター等を基盤として、地区コミュニティの実情を把握しながら、自ら課題を探求し行動することができるよう、学習プログラムの研究と開発に努めます。

### 基本施策2 共生社会に向けた学習の推進

一人一人の自立した個人が個性や能力を生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造する「自立・協働・創造」を可能とする柔軟な社会の実現のために、多様な価値観、文化、生活、社会環境や自然環境等を理解し、共に生きるための学習を推進します。

#### 【目標指標】 人権教育視聴覚教材利用者数



## 【具体的施策】

### (1) 人権教育の推進

人権の尊重の精神を養うことは、個性や違いを認め合い、互いに支え合う共生社会の根底をなすものです。市民のくらしの中の人権を尊重する考え方や態度が根付くように、人権教育を積極的に推進します。

### (2) 高齢者の学習の支援

本市においては、およそ4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えています。高齢者が、年齢による制約を受けることなく、身体的、経済的に自立した生活を送り、多世代とともに活躍できるよう学習活動を支援します。

### (3) 障害者の学習の支援

全ての市民が支え合い、社会に参加していくノーマライゼーションの考え方に基づき、障害者が笑顔で安心して暮らせるまちの実現を目指し、社会的自立や交流のための学習を支援します。

また、障害者が講演会や各種講座・教室等に参加しやすいよう、障害者への配慮に努めます。

### (4) 男女平等参画意識の醸成

市民一人一人が、男女の違いを認め合い、助けあいながら、男女の性別にかかわらず、いきいきと輝くことのできる男女平等参画社会の実現に向け、人権の尊重及び男女平等参画に基づく考え方や行動が自然に身につくよう、あらゆる世代への啓発を進めながら、意識の浸透と高揚を図ります。

### (5) 国際理解教育の推進

移動手段や通信技術の発展により、あらゆる分野でグローバル化が進行しています。国際社会と共に生きるために、国籍・言語・習慣等の多様な文化を理解するための異文化交流を推進し、国際感覚を育む機会を充実します。

また、郷土の魅力を諸外国に発信できるよう、自国の歴史や文化を尊重する態度を身につける学習活動を推進します。

### (6) 環境教育の充実

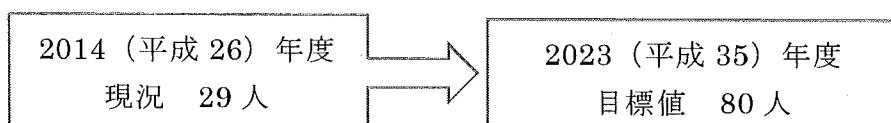
本市は、千波湖や那珂川に代表される水辺環境に恵まれ、市街地の田園や西北部丘陵地の森林等の豊かな自然が残されています。本市の特徴である水と緑の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、郷土の自然や地球規模の環境保全について学習し、多様な生物との共存と自然との共生についての理解を深めるなど、環境教育の充実に努めます。

### 3 学びの成果を生かす環境づくり

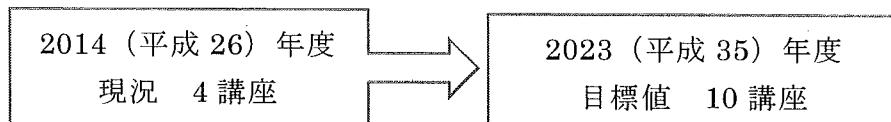
#### 基本施策1 生涯学習推進の人材育成

まちづくりは人づくりから始まります。当初は自分のために学んだことが、後に他者や地域社会のためになる活動こそが、地域社会や自治体の望む社会教育と考えます。本市の豊富な人材が、人ととのつながりの中で学び合い、協働する「互助・共助」により、指導者や支援者として社会に参画することは、生涯学習社会の構築の成否を分ける最大のポイントとなるため、市民の学習活動や地域づくりの人材育成を推進します。

##### 【目標指標】 生涯学習センター登録数



##### 生涯学習センターの協働企画講座実施数



#### 【具体的な施策】

##### (1) 個人の学習成果を活用するシステムの構築

個人が学習した成果を活用して社会に参画しやすい環境をつくるためには、誰もが共通して個人の学習成果を認識できることが必要です。

「生涯学習パスポート（生涯学習記録票）<sup>(注)</sup>」の検討等、様々な手法により、市民センター等の講座修了者が自らの成果を地域に生かすとともに、地域においても個人の学習成果を活用できるシステムの構築に努めます。

<sup>(注)</sup>生涯学習パスポート（生涯学習記録票）・・・個人の学習成果の記録。学校歴、学校外の学習活動歴、資格リスト、技能リスト、職歴、ボランティア歴、地域活動歴、自分の進歩についての自己評価、今後の抱負等を記載します。

1999（平成 11）年に文部科学省の生涯学習審議会答申『学習の成果を幅広く生かす－生涯学習の成果を生かすための方策について－』においてその作成が提言されています。

### (2) 地域社会を発展させるリーダーの育成

学習成果を地域や社会に生かしたいという市民も多く、特に東日本大震災以降、地域での絆づくりへの関心も高まっています。一方で地域の教育力の低下等が指摘され、地縁の地域コミュニティの活性化が課題となっています。

行政だけで解決が難しい各地域の課題を住民の力で解決し、地域を再生できるよう、市民のマネジメント能力の向上を図り、地域活動やボランティア活動を行う人材の育成に努めます。

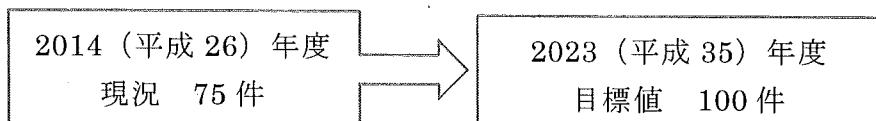
### (3) 生涯学習を支える人材の養成

様々な分野に広がりを持つ学習ニーズへの対応や地域課題の解決のため、学習プログラムの企画・運営を行う「生涯学習センター」に加え、社会教育関係団体を結ぶコーディネーター（調整者）やファシリテーター（促進者）を養成し、市民主体の生涯学習を推進します。

## 基本施策2 学びの成果を生かした活動の支援

課題内容が著しく複雑・多様化する現代において、行政がその全てに即座に対応することは困難であり、課題の解決のためには市民の主体的な学習活動を支援していくことが必要です。地域・企業・NPO等の力量の向上や連携の強化は、まちの活性化に大きな効果が期待できるため、人・物・情報・事業・施設が効果的に結びつき、共有する新たなネットワークの構築を進めます。

### 【目標指標】 水戸市と市民団体との協働事業実施数



### 【具体的な施策】

#### (1) 「あなたも師・達人制度」の充実

知識・技術および特技を持つ市民を登録し、生涯学習活動の講師等として活用する生涯学習指導者人材バンク「あなたも師・達人制度」について、課題を検証しつつ、登録や派遣活動の見直しを行い、市民が学習成果を有効に活用できるよう図ります。

## (2) コンソーシアム事業<sup>(注)</sup>の実施

学習成果の活用や現代的課題を解決するため、学校支援・子育て支援・住民福祉・コミュニティ・地域防災等におけるそれぞれの課題に対して民間団体等を含めたコンソーシアム(協会、組合、共同事業体)を形成し、協働して教育の向上を図ります。

(注)コンソーシアム事業・・・行政、大学、民間教育事業、企業、各種団体などの機関が目的達成のために連携した事業体をつくり事業を行うことです。

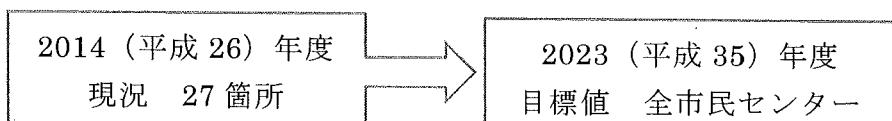
## (3) 社会教育関係団体等への支援と協働

PTA、女性会、青少年団体等、従来の社会教育団体に加え、近年ではNPO・ボランティア団体や企業等の社会参画や社会貢献が活性化し、新たな社会教育の担い手となっています。このような社会教育関係団体等への支援や「水戸市協働事業提案制度」の活用等をとおして、協働体制の充実を図ります。

## 基本施策3 生涯学習による市民交流の促進

市民の学習活動が、より自由で広範に展開されるよう、生涯学習を通じた仲間づくりや地域づくりを促進し、市民のつながりを深める交流の場を充実します。

### 【目標指標】 市民センターまつり等での学習成果発表



### 【具体的な施策】

#### (1) 学習成果の発表

市民センター等で開催される地域のまつり等、学習成果を発表する機会を充実させ、学習者の励みとともに、同じ趣味・目的を持つ人々や世代間の交流等を生み出し、地域の活性化に努めます。

#### (2) 地域交流拠点の機能の充実

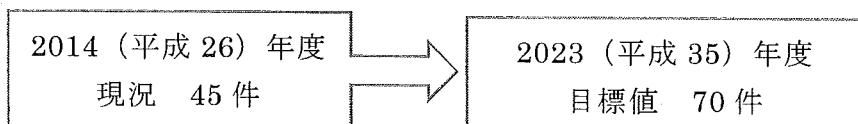
学習活動を通じて、地域が人を育み、人が地域を活性化させるという好循環を確立するため、学校や市民センター等を多様な地域資源を結ぶ交流拠点として位置付け、各地域内の交流機会の拡充に努めます。

## 4 生涯学習推進体制の強化

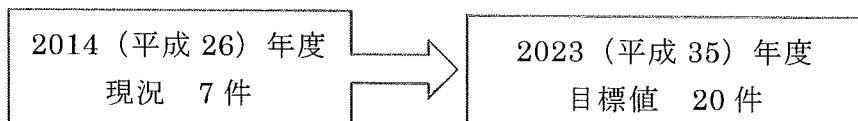
### 基本施策1 みと好文カレッジの機能の強化

みと好文カレッジは、本市の生涯学習の中核として、学習情報の収集・提供、学習相談を充実するとともに、より高度化・専門化する学習ニーズへの対応を図り、全市民を対象とした生涯学習を推進します。また、地区の生涯学習・コミュニティの拠点施設である市民センター等との連携を強化し、生涯学習事業がコミュニティ活動へつながる新たな生涯学習推進計画に基づく施策を推進します。

#### 【目標指標】 市民センター職員研修「東湖塾」訪問研修実施数



#### パイロット事業「協働企画講座」の実施数



#### 【具体的施策】

##### (1) パイロット事業の研究・開発

絶えず変化する市民の学習ニーズを把握し、必要条件等を調査することにより、現代的課題に対応した学習方法を研究するとともに、それらの学習機会の充実のため、先進的・専門的なプログラムの開発に努めます。また、開発した講座を各市民センター等の社会教育施設や地域団体でも実施できるよう支援します。

##### (2) 市民センター等への支援

市民センター等が企画・実施する社会教育事業の学習プログラム開発を支援するとともに、職員研修の機会を充実させるなど、市民センター等への指導・支援の強化を図ります。

##### (3) 生涯学習サポーター活動の推進

生涯学習サポーター・チャレンジ講座「さきがけ塾」の開設をとおして、「水戸市生涯学習サポーター」を養成し増員するとともに、地域づくりやまちづくりにつながる現代的課題を取り扱った市民協働企画講座の事業や、市民センター等における社会教育事業の推進に努めます。

#### (4) 生涯学習情報提供・相談体制の充実

生涯学習情報の収集・提供、学習相談を充実し、より高度化・専門化する学習ニーズへの対応を図り、市民の生涯学習活動を支援します。

### 基本施策2 ネットワーク型行政の推進

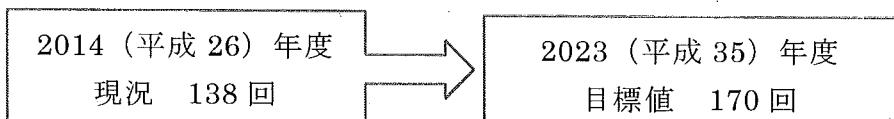
社会的な人間関係、信頼、社会的規範、絆・ネットワークといった社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）<sup>(注)</sup>の構築を円滑に進めるためには、市民が生涯学習に参加しやすい環境を整備し、現代的課題を解決する人材を育成するとともに、その成果を生かすことができる市民の育成が重要です。市民が安心してまちづくりの主役になるために、行政が担う教育・観光・福祉等のあらゆる分野において市民との強固な信頼関係を築き、各組織が互いに連携し、融通しあうネットワーク型行政を推進します。

<sup>(注)</sup>社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）・・・人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴です。

物的資本や、人的資本（教育によってもたらされるスキル・資質・知識のストックを表す個人の属性）などと並ぶ新しい概念です。

（アメリカの政治学者、ロバート・パットナムの定義）

#### 【目標指標】 いきいき出前講座開催数



#### 【具体的施策】

##### (1) 市民センターにおける社会教育機能の強化

市民が自ら地域課題の解決に向けて学習し、地域で生かす「学び」と「実践」の一連の流れを体系化します。このため、市民センター所長に、所属する部局と教育委員会事務局との併任を発令し、生涯学習分野の指揮命令系統を強化します。

また、市民センター所長等の社会教育主事資格取得を進め、学校・社会教育関係団体・地域住民が協力して行う教育活動に助言を行う体制をつくり、市民センターと学校や地域等のネットワーク化を進めるよう努めます。

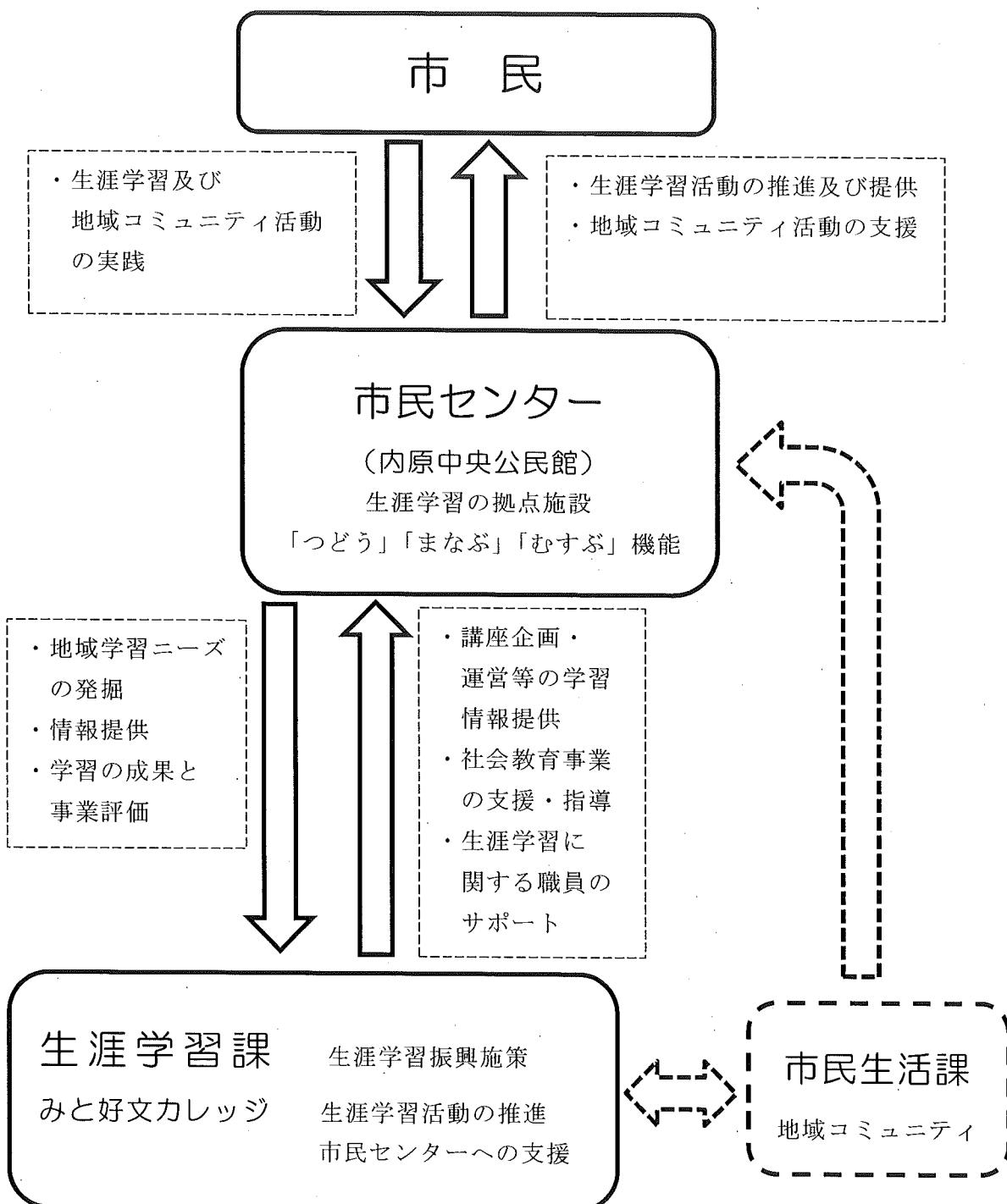
##### (2) 行政組織の連携・協働の推進

最小限のコストで最大限の効果を生み出すため、生涯学習担当部局以外の行政部局とも積極的に連携しながら、行政組織のネットワーク機能を強化し、生涯学習関連施策の総合的かつ横断的な政策を図ります。

### (3) 職員の資質の向上

本市の全ての職員が、職務の遂行や市民とのかかわりの中で把握した市民の学習課題について、的確な助言や施策の立案ができるよう努めるとともに、職員が講師となって市政について説明する「いきいき出前講座」の活用により、職員の資質の向上を図ります。また、積極的に生涯学習社会の構築に貢献できるよう意識の啓発に努めます。

図18 生涯学習活動推進体制の概念図



## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 第1 計画の推進体制

生涯学習社会の構築のためには、市民との連携が欠かせないことから、市民と行政との協働による計画の円滑な推進に努めます。

#### (1) 水戸市の役割

生涯学習社会の構築に関する施策は多様な分野にわたるため、生涯学習推進本部による協議や様々な課題に応じて横断的な連携を強化することにより、ネットワーク型行政の構築による施策の推進を図ります。これにより、多様な主体との積極的な連携を仕掛け、市民が生涯学習を通じた交流による社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の増進を図り、学習成果を生かした活力あるまちづくりを実現します。

#### (2) 地域の役割

生涯学習社会を実現するには、地域住民が多様な経験や知識を身につけて発揮する機会や、集い協働する機会の確保が必要です。本市特有の地域資源である企業や大学、地域の交流拠点である市民センター等を活用し、地域の活性化につなげ、まちづくりを支える役割を担います。

#### (3) 市民の役割

市民は、郷土を愛し、生涯を通じて多様な個性と能力を高め、自身の幸福の実現を目指します。また、その個性と能力を人との絆の中で生かし、支え合いながら、知識と行動が結びついたまちづくりに努めます。

#### (4) 社会教育委員の役割

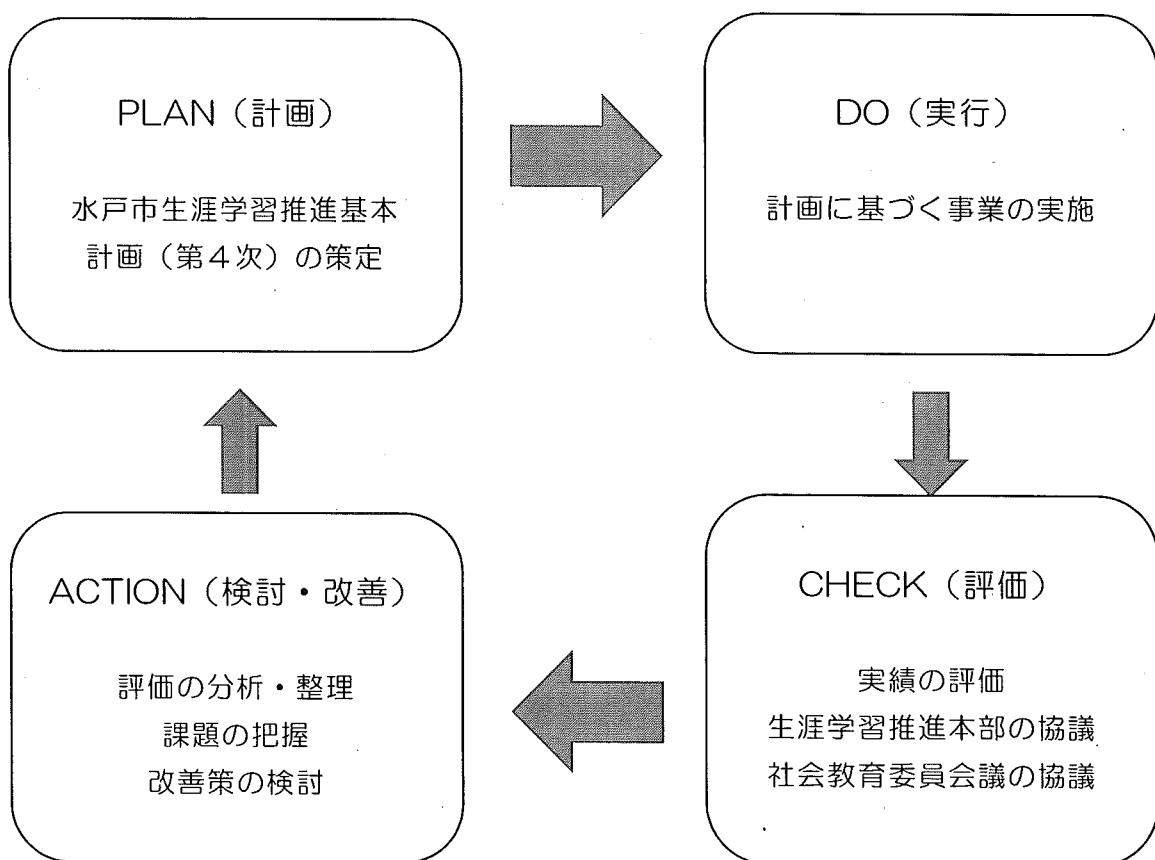
社会教育法に基づき設置した社会教育委員<sup>(注)</sup>は、各団体・世代から選出される住民の代表であり、社会教育に関する企画・立案やコーディネーター（調整者）の役割を担います。

<sup>(注)</sup>社会教育委員・・・社会教育法第15条に基づき、都道府県及び市町村に置くことができる。社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、「社会教育に関する諸計画を立案」「会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに對して意見を述べる」「職務を行うために必要な研究調査を行う」ことを職務とする。

また、青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## 第2 計画の進行管理

本計画の個々の取組や内容について、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法に基づき、適切な進行管理を行います。



## 資料

# 水戸市教育施策大綱

教育目標 知性にとみ、心身ともに健全な風格をそなえた人間（水戸人）の形成につとめる

基本理念 水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成

水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成を図るため、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育を推進する。  
ここに、3つの基本的方向、9つの基本目標を定め、それらを具現化します。

基本的方向1 子どもをしっかり育てる環境づくりの推進

基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

親子などのふれあいを通して、基本的な生活習慣、自立心、豊かな情操、社会的なマナー等が育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力を向上を図ります。

基本目標2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備します。

基本目標3 子どもをしっかり育てる学校づくり

子どもの健やかな成長と発達を支援するため、いじめもなく心豊かに過ごせる教育環境を整備するとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、より質の高い学校教育を推進します。

基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

基本目標4 世界で活躍できる資質を磨く教育

確かな学力の定着や自己表現力の育成、英会話力の向上により、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成します。

基本目標5 郷土を愛する心を育てる教育

郷土のために行う活動や、地域で行うあいさつ運動などを通して、もてなしの心などを育むとともに、郷土に対する理解と関心を深め、郷土を愛する心と社会に貢献しようとする態度を育成します。

基本目標6 豊かな感性や強い精神力と身体を育てる教育

さまざまな体験や活動を通して、クリエイティブな感性やコミュニケーション能力を育むとともに、困難に立ち向かい、自らの力で乗り越える強い精神力と身体を育成します。

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

基本目標7 社会に参画する若者づくり

地域と一緒に、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成します。

基本目標8 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成します。

基本目標9 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成します。

水戸市長 高橋 靖

## 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

### 前文

- 今正に我が国に求められているもの、それは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」である。
- グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中にあって、産業空洞化や生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱える我が国は、極めて危機的な状況にあり、東日本大震災の発生は、この状況を一層顕在化・加速化させた。これらの動きは、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げ掛けている。
- これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するための一歩の正解は存在しない。社会を構成する全ての者が、当事者として危機感を共有し、自ら課題探求に取り組むなど、それぞれの現場で行動することが求められる。何もしないことが最大のリスクである。幸いにして、日本には世界から評価される「人の<sup>きずな</sup>」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなど様々な「強み」がある。これらを踏まえて、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められている。そのためには、多様性を基調とする「自立、協働、創造」の三つがキーワードとなる。
- そして、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。特に、今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたり能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものである。
- 教育行政としては、このような社会、すなわち、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、教育の再生を図り、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。このため、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④<sup>きずな</sup>づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。

## 関係法令

### ○教育基本法（抜粋）

（平成18年12月22日法律第120号）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓(ひら)く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

#### （教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### （教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### （生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### （社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○社会教育法（抜粋）

（昭和24年6月10日法律第207号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの

奨励に関すること。

- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 19 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

○水戸市社会教育委員条例（抜粋）

（平成4年9月22日水戸市条例第49号）

（設置）

第2条 法第15条第1項の規定に基づき、水戸市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから委嘱する。

（定数）

第4条 委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○みと好文カレッジ条例（抜粋）

（平成6年3月30日水戸市条例第4号）

（設置）

第2条 生涯学習活動の推進を図るため、みと好文カレッジを次のとおり設置する。

名称 みと好文カレッジ

位置 水戸市笠原町978番地の5

（職員）

第3条 みと好文カレッジ（以下「好文カレッジ」という。）に、事務職員その他必要な職員を置く。

（業務）

第4条 好文カレッジは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生涯学習活動の振興に関すること。
- (2) 生涯学習活動に対する支援に関すること。
- (3) その他設置目的の達成に必要な業務に関すること。

○水戸市内原中央公民館条例（抜粋）

(昭和56年8月18日水戸市条例第27号)

(設置)

第2条 法第20条に規定する目的を達成するため、内原中央公民館を次のとおり設置する。

名称 水戸市内原中央公民館

位置 水戸市内原町1395番地の6

2 水戸市内原中央公民館(以下「公民館」という。)に、中妻分館を次のとおり設置する。

名称 水戸市内原中央公民館中妻分館

位置 水戸市大足町1417番地の1

(職員)

第3条 公民館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第4条 公民館及び水戸市内原中央公民館中妻分館(以下「公民館等」という。)を使用しようとする者は、水戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第4条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) もっぱら営利を目的に使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

○水戸市市民センター条例（抜粋）

(平成21年9月29日水戸市条例第33号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

## 生涯学習推進組織

### 水戸市生涯学習推進本部

設置の根拠	水戸市補助機関に関する規程
所掌事項	1 生涯学習に関する計画の策定及び推進に関すること 2 関係行政機関及び関係諸団体との総合調整に関すること 3 生涯学習の普及奨励に関すること 4 その他必要と認める事項に関すること
委員の構成	市長（本部長） 副市長（副本部長） 教育長 市長公室長 総務部長 財務部長 市民協働部長 生活環境部長 保健福祉部長 教育部長

### 水戸市生涯学習推進本部 生涯学習推進幹事会

設置の根拠	水戸市補助機関に関する規程
所掌事項	生涯学習に関する調査及び検討
委員の構成	教育長（部会長） 教育部長（副部会長） 政策企画課長 財政課長 市民生活課長 文化交流課長 スポーツ課長 環境課長 ごみ対策課長 福祉総務課長 高齢福祉課長 子ども課長 保健センター所長 教育企画課長 学校教育課長 幼児教育課長 歴史文化財課長 中央図書館長 総合教育研究所副所長 内原中央公民館長

### みと好文カレッジ運営審議会

設置の根拠	みと好文カレッジ条例
所掌事項	みと好文カレッジの適正かつ円滑な運営
委員の構成	10人以内の委員で組織する 委員の任期は2年

### 内原中央公民館運営審議会

設置の根拠	社会教育法、水戸市内原中央公民館条例
所掌事項	館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する
委員の構成	1 学校教育及び社会教育の関係者 2 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3 学識経験者
	15人以内の委員で組織する 委員の任期は2年

### 市民センター運営審議会

設置の根拠	水戸市市民センター条例
所掌事項	市民センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議する
委員の構成	1 市民活動団体の役職員 2 学校教育の関係者 3 社会教育の関係者 4 家庭教育の関係者 5 学識経験者
	6人以内の委員で組織する 委員の任期は2年

**水戸市社会教育委員会議名簿**

(任期 平成 25 年 7 月 5 日～平成 27 年 7 月 4 日)

氏名	区分	備考
郡 司 有 蔵	市学校長会理事長	H26.7.3 まで
鯨 岡 豊 久	市学校長会理事長	H26.7.4 から
戸 田 巧	市文化振興協議会監事	
関 山 ふみ子	市地域女性団体連絡会（城東女性会長）	
茂 垣 恵 美 子	市子ども会育成連合会副会長	
富 永 信 一 郎	市 P T A 連絡協議会会長	H26.7.3 まで
北 村 雅 大	市 P T A 連絡協議会会長	H26.7.4 から
加 倉 井 喜 正	市青少年育成推進会議理事	
岡 田 貴 子	学識経験者	副議長
田 山 和 子	学識経験者	
矢 口 みどり	学識経験者	
遠 峰 駿 一 郎	学識経験者	議長
水 野 恵 美 子	学識経験者	
金 澤 正 巳	学識経験者	
江 畑 博 通	学識経験者	
浅 野 正 邦	学識経験者	
加 藤 欣 一	学識経験者	H27.3.31 まで
立 川 力	水戸市青少年相談員連絡協議会会長	
望 月 厚 志	茨城大学教育学部教授	
伊 藤 真 木 子	常磐大学コミュニティ振興学部助教	
黒 木 勇	市議会代表	
袴 塚 孝 雄	市議会代表	

(任期 平成 27 年 7 月 30 日～平成 29 年 7 月 29 日)

氏名	区分	備考
丹 文 男	市学校長会理事長	
戸 田 巧	市文化振興協議会監事	
関 山 ふみ子	市地域女性団体連絡会（城東女性会長）	
茂 垣 恵美子	市子ども会育成連合会副会長	
永 盛 久 貴	市P T A連絡協議会会长	
林 由 香 里	市青少年育成推進会議副会長	
立 川 力	市青少年相談員連絡協議会会长	
佐 々 木 美 夏	市P T A連絡協議会女性ネットワーク委員長	
石 田 典 懿	水戸商工会議所青年部魅力発信委員会委員長	
高 山 承 之	（株）NHK 文化センター水戸支社長	
谷 萩 紀 行	学識経験者	議長
和 田 幾 久 郎	学識経験者	
池 田 馨	学識経験者	
小 綱 昇	学識経験者	
袴 塚 宏 美	学識経験者	副議長
軽 部 知 美	学識経験者	
佐 藤 環	茨城大学教育学部教授	
坂 井 知 志	常磐大学コミュニティ振興学部教授	
高 倉 富士男	市議会代表	
袴 塚 孝 雄	市議会代表	

## 計画の策定経過

日付	内容
平成26年 2月21日	社会教育委員会議 ・（仮称）水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）の基本方針について
平成26年 3月 1日 ～平成26年 3月16日	生涯学習活動に関するアンケート ・20歳以上の市民2,000名に対し郵送により配付
平成26年 5月 1日	教育委員会会議 ・水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）策定基本方針（案）について
平成26年12月24日	社会教育委員会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）骨子（案）について
平成27年 1月28日	社会教育委員会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）骨子（案）について
平成27年 4月28日	社会教育委員会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）について
平成27年 6月 1日	教育委員会課長会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）について
平成28年 1月 6日	市民センター所長会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）について
平成28年 1月15日	生涯学習推進本部幹事会 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）について
平成28年 1月25日	生涯学習推進本部会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）について
平成28年 1月28日	教育委員会会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）について
平成28年 2月 3日	社会教育委員会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）について
平成28年 2月 4日 ～平成28年 3月 4日	意見公募（パブリック・コメント）手続 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）への意見の公募を実施
平成28年 3月16日	教育委員会会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（素案）への意見公募結果等について
平成28年 3月23日	生涯学習推進本部会議 ・生涯学習推進基本計画（第4次）（案）について